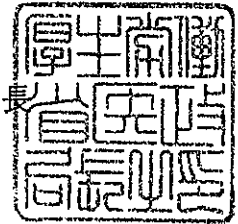




医政発0325第4号
平成28年3月25日

一般社団法人日本病院会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の機関について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。



医政発0325第3号
平成28年3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医療法人の機関について

昨年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」(平成27年法律第74号。以下「改正法」という。)により医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)が改正され、医療法人の機関(社員総会、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事)に関する規定が一般社団法人・一般財団法人と同様に整備され、本日公布された「医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成28年政令第81号)により、当該規定については本年9月1日(以下「施行日」という。)から施行することとされたところである。

これに伴い「医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成28年政令第82号)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第40号)が本日公布され、医療法人の機関に関する規定については、施行日から施行することとされたところである。

これらの施行に当たって、医療法人の機関に関する規定等の内容及びこれらの施行に伴い改正する医療法人の定款例及び寄附行為例並びに既往通知について下記のとおり整理し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

記

第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について

1 機関の設置について(法第46条の2関係)

- (1) 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならないこと。
- (2) 財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないこと。

2 社員総会に関する事項について(法第46条の3から第46条の3の6関係)

(1) 社員総会の招集・開催について

- ① 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければならないこと。また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができること。
- ② 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならないこと。ただし、総社員の5分の1の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができること。
- ③ 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従って行わなければならないこと。

(2) 社員総会の議長について

- ① 議長は、社員総会において選任すること。
- ② 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理すること。
- ③ 議長は、その命令に従わない者その他社員総会の秩序を乱す者を退場させることができること。

(3) 社員総会の決議について

- ① 社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をすることができること。
- ② 法の規定により社員総会における決議を必要とする事項について、理事、理事会その他社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないこと。
- ③ 決議は、社員総会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができること。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでないこと。
- ④ 社員は、各一個の議決権を有すること。
- ⑤ 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができないこと。
- ⑥ 社員総会の議事は、法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。
- ⑦ ⑥の場合において、議長は、社員として議決に加わることができないこと。
- ⑧ 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって議決をすることができること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。
- ⑨ 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができないこと。

(4) 社員総会の議事録について

- ① 社員総会の議事については、次に定めるところにより、議事録を作成しな

ければならないこと。

イ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。

ロ 次に掲げる事項を内容とするものであること。

(イ) 開催された日時及び場所（当該場所に存在しない理事、監事又は社員が出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(ロ) 議事の経過の要領及びその結果

(ハ) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名

(ニ) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要

- ・ 4の(3)の③について、監事が述べた意見
- ・ 4の(3)の④について、監事を辞任した者が述べた意見
- ・ 7の(1)の④について、監事が行った報告
- ・ 7の(1)の⑥について、監事が行った報告
- ・ 7の(4)の③について、監事が述べた意見

(ホ) 出席した理事又は監事の氏名

(ヘ) 議長の氏名

(ト) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

② 議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、その写しを、社員総会の日から5年間、従たる事務所に備え置かなければならないこと。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所において③のロの請求に応じることを可能とするため、電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する措置をとっているときは、この限りでないこと。

③ 社員及び債権者は、医療法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができること。

イ 議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

ロ 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(5) その他

① 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならないこと。

② 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合その他次に掲げる正当な理由がある場合には、この限りでないこと。

- イ 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合
 - ロ 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (イ) 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を医療法人に対して通知した場合
 - (ロ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 - ハ 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより医療法人その他の者（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - ニ 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - ホ イからニまでに掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
- ③ 社団たる医療法人の社員には、自然人だけでなく法人（営利を目的とする法人を除く。）もなることができること。

3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係)

(1) 評議員について

- ① 評議員となる者は、次に掲げる者とする。
 - イ 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ロ 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ハ 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ニ イからハまでに掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。
 - イ 法人
 - ロ 成年被後見人又は被保佐人
 - ハ 次の法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 医療法、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）、診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）、視能訓練士

法（昭和 46 年法律第 64 号）、臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）、義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）、救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、精神保健福祉法（平成 9 年法律第 131 号）、言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）

ニ ハに該当する者を除くほか、刑法等において禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならないこと。
- ④ 財団たる医療法人と評議員との関係は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の委任に関する規定に従うこと。
- ⑤ 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織すること。ただし、法第 46 条の 5 第 1 項ただし書の認可を受け、理事が 1 人又は 2 人である医療法人にあっては、評議員は 3 人以上とすること。

(2) 評議員会の招集・開催について

- ① 財団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年 1 回、定時評議員会を開かなければならないこと。また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができること。
- ② 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならないこと。ただし、総評議員の 5 分の 1 の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができること。
- ③ 評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも 5 日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従って行わなければならないこと。

(3) 評議員会の議長について

評議員会に議長を置くこと。議長は、評議員の互選によって定めること。

(4) 評議員会の決議について

- ① 評議員会は、法に規定する事項及び寄附行為で定めた事項に限り、決議することができること。
- ② 法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しないこと。
- ③ 決議は、評議員会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができること。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでないこと。
- ④ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができないこと。
- ⑤ 評議員会の議事は、法に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。

- ⑥ ⑤の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができないこと。
- ⑦ 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないこと。

(5) 評議員会の意見聴取等について

- ① 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないこと。
 - イ 予算の決定又は変更
 - ロ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ
 - ハ 重要な資産の処分
 - ニ 事業計画の決定又は変更
 - ホ 合併及び分割
 - ヘ 目的たる業務の成功の不能による解散
 - ト その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの
- ② ①のイからトまでに掲げる事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができること。
- ③ 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができること。
- ④ 理事長は、毎会計年度終了後3月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこと。

(6) 評議員会の議事録について

- ① 評議員会の議事については、次に定めるところにより、議事録を作成しなければならないこと。
 - イ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
 - ロ 次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - (イ) 開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事、監事又は評議員が出席した場合における当該出席の方法を含む。)
 - (ロ) 議事の経過の要領及びその結果
 - (ハ) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (ニ) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要
 - ・ 4の(3)の③について、監事が述べた意見
 - ・ 4の(3)の④について、監事を辞任した者が述べた意見
 - ・ 7の(1)の④について、監事が行った報告
 - ・ 7の(1)の⑥について、監事が行った報告
 - ・ 7の(4)の③について、監事が述べた意見
 - (ホ) 出席した評議員、理事又は監事の氏名

(ハ) 議長の氏名

(ト) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- ② 議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、その写しを、評議員会の日から5年間、従たる事務所に備え置かなければならないこと。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所において③のロの請求に応じることを可能とするため、電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する措置をとっているときは、この限りでないこと。
- ③ 評議員及び債権者は、医療法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができること。
- イ 議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- ロ 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 役員を選任及び解任に関する事項について(法第46条の5から第46条の5の4関係)

(1) 役員を選任について

- ① 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならないこと。ただし、理事については、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置けば足りること。
- ② 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によって選任すること。
- ③ 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によって選任すること。
- ④ 医療法人と役員の関係は、民法の委任に関する規定に従うこと。
- ⑤ 3の(1)の②のイからニまでに該当する者は、役員になることができないこと。
- ⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならないこと。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができること。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。
- ⑦ 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならないこと。

(2) 役員任期等について

- ① 役員の任期は、2年を超えることはできないこと。ただし、再任を妨げないこと。
 - ② 法又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（③の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有すること。
 - ③ ②の場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員職務を行うべき者を選任しなければならないこと。
 - ④ 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならないこと。
- (3) 監事の選任に関する監事の同意等について
- ① 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会又は評議員会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならないこと。
 - ② 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会若しくは評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会若しくは評議員会に提出することを請求することができること。
 - ③ 監事は、社員総会又は評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができること。
 - ④ 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会又は評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができること。この場合において、理事は、監事を辞任した者に対し、社員総会又は評議員会を招集する旨並びに当該社員総会又は評議員会の日時及び場所を通知しなければならないこと。
- (4) 役員の解任について
- ① 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができること。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成がなければ、決議することができないこと。
 - ② ①により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ③ 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その役員を解任することができること。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2（これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成がなければ、決議することができないこと。
 - イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ロ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

5 理事に関する事項について(法第 46 条の 6 から第 46 条の 6 の 4 関係)

(1) 理事長の代表権等について

- ① 医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができること。
- ② 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有すること。
- ③ ②の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないこと。
- ④ 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任される理事長(⑤の一時理事長の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有すること。
- ⑤ 理事長が退任し、新たな理事長が選任されない場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事長の職務を行うべき者を選任しなければならないこと。
- ⑥ 医療法人は、理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負うこと。

(2) 理事の責務等について

- ① 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこと。
- ② 理事は、法令及び定款又は寄附行為並びに社員総会又は評議員会の決議を遵守し、医療法人のため忠実にその職務を行わなければならないこと。
- ③ 理事は、次に掲げる競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。
 - イ 自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引
 - ロ 自己又は第三者のためにする医療法人との取引
 - ハ 医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引
- ④ 民法第 108 条の規定は、理事会の承認を受けた③のロの取引については、適用しないこと。

(3) 社員又は評議員による理事の行為の差止めについて

社員又は評議員は、理事が医療法人の目的の範囲外の行為その他法令又は定款若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該医療法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができること。

(4) 職務代行者の権限及び表見理事長について

- ① 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、医療法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならないこと。
- ② ①に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、医療法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができないこと。
- ③ 医療法人は、理事長以外の理事に医療法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うこと。

(5) 理事の報酬等

理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として医療法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款又は寄附行為にその額を定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議によって定めること。

※ 定款若しくは寄附行為又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないこと。また、報酬等の総額の上限を超えない限り、毎会計年度の社員総会又は評議員会における決議はしなくても構わないこと。

（参考：新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)（内閣府）問V-6-④）

6 理事会に関する事項について（法第 46 条の 7 及び第 46 条の 7 の 2 関係）

(1) 理事会の職務について

- ① 理事会は、全ての理事で組織すること。
- ② 理事会は、次に掲げる職務を行うこと。
 - イ 医療法人の業務執行の決定
 - ロ 理事の職務の執行の監督
 - ハ 理事長の選出及び解職
- ③ 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができないこと。
 - イ 重要な資産の処分及び譲受け
 - ロ 多額の借財
 - ハ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ニ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ホ 8 の (2) の ⑦ の定款又は寄附行為の定めに基づく 8 の (1) の ① の責任の免除

(2) 理事等による理事会への報告について

- ① 理事長は、医療法人の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこと。ただし、定款又は寄附行為で毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないこと。
 - ② 5の(2)の③のイからハまでに掲げる取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこと。
 - ③ 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこと。ただし、①の報告については、これを適用しないこと。
- (3) 理事会の招集・開催について
- ① 理事会は、各理事が招集すること。ただし、理事会を招集する理事を定款若しくは寄附行為又は理事会若しくは評議員会で定めたときは、その理事が招集すること。
 - ② ①のただし書の場合には、理事会を招集する理事（以下「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができること。
 - ③ ②による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができること。
 - ④ 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならないこと。
 - ⑤ ④にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できること。
- (4) 理事会の決議について
- ① 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うこと。
 - ② ①の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこと。
 - ③ 理事会の決議に参加した理事であって(5)の①の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定すること。
 - ④ 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款又は寄附行為で定めることができ

ること。

(5) 理事会の議事録等について

① 理事会の議事については、次に定めるところにより、議事録を作成しなければならないこと。

イ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。

ロ 次に掲げる事項を内容とするものであること。

(イ) 開催された日時及び場所（当該場所に存在しない理事又は監事が出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(ロ) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

- ・ (3)の②による理事の請求を受けて招集されたもの
- ・ (3)の③により理事が招集したもの
- ・ 7の(2)の②による監事の請求を受けて招集されたもの
- ・ 7の(2)の③により監事が招集したもの

(ハ) 議事の経過の要領及びその結果

(ニ) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(ホ) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要

- ・ (2)の②について、理事が行った報告
- ・ 7の(1)の④について、監事が行った報告
- ・ 7の(2)の①について、監事が述べた意見

(ヘ) ②の定款又は寄附行為の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、出席した者の氏名

(ト) 議長の氏名

ハ 次に掲げる場合には、議事録は次に定める事項を内容とすること。

(イ) (4)の④により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

- ・ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ・ 当該事項の提案をした理事の氏名
- ・ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ・ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(ロ) (2)の③により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

- ・ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ・ 理事会への報告を要しないものとされた日
- ・ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

② ①の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款又は寄附行為で、議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならないこと。

③ ①の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的

記録に記録された事項については、電子署名をしなければならないこと。電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

- ④ 医療法人は、理事会の日（(4)の④の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から10年間、①の議事録又は(4)の④の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下、「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならないこと。
- ⑤ 社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができること。
 - イ 議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - ロ 議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- ⑥ 評議員は、財団たる医療法人の業務時間内は、いつでも、⑤のイ及びロに掲げる請求をすることができること。
- ⑦ 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について、⑤のイ及びロに掲げる請求をすることができること。
- ⑧ 裁判所は、⑤及び⑦の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができないこと。

7 監事に関する事項について(法第46条の8から第46条の8の3関係)

(1) 監事の職務について

監事の職務は次のとおりとすること。

- ① 医療法人の業務を監査すること。
- ② 医療法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。
- ④ ①又は②による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。
- ⑤ ④の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集し、又は理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- ⑥ 理事が社員総会又は評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款若しく

は寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会又は評議員会に報告すること。

(2) 監事による理事会の招集等について

- ① 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと。
- ② 監事は、(1)の④の場合において、必要があると認めるときは、理事(6の(3)の①のただし書の場合には、6の(3)の②の招集権者)に対して、理事会の招集を請求することができること。
- ③ ②の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が寄せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができること。

(3) 監事による理事の行為の差止め及び医療法人と理事との間での訴えにおける法人の代表について

- ① 監事は、理事が医療法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって医療法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができること。
- ② ①の場合において、裁判所が仮処分をもって当該理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。
- ③ 5の(1)の②にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が医療法人を代表すること。

イ 医療法人が理事(理事であった者を含む。ロ及びハにおいて同じ。)に対し、又は理事が医療法人に対して訴えを提起する場合

ロ 社団たる医療法人が8の(7)の①の訴えの提起の請求(理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合

ハ 社団たる医療法人が8の(7)の⑩の訴訟告知(理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。)並びに8の(7)の⑭の通知及び催告(理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

(4) 監事の報酬等について

- ① 監事の報酬等は、定款又は寄附行為にその額を定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議によって定めること。

※ 定款若しくは寄附行為又は社員総会若しくは評議員会においては、監事の報酬等の総額を定めることで足り、報酬等の総額の上限を超えない限り、毎会計年度の社員総会又は評議員会における決議はしなくても構わないこと。

- ② 監事が2人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款若しくは寄附行為の定め又は社員総会若しくは評議員会の決議がないときは、当該報

酬等は、①の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定めること。

- ③ 監事は、社員総会又は評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができること。
- ④ 監事はその職務の執行について医療法人に対して次に掲げる請求をしたときは、医療法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこと。
 - イ 費用の前払の請求
 - ロ 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
 - ハ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第 47 条から第 49 条の 3 関係)

(1) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任について

- ① 医療法人に損害が生じた場合に、医療法人の評議員又は理事若しくは監事がその任務を怠ったときは、医療法人に対し、評議員又は理事若しくは監事は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと。
- ② 医療法人の理事が、5の(2)の③に違反して同イの取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、①の損害の額と推定すること。
- ③ 5の(2)の③のロ又はハの取引によって医療法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定すること。
 - イ 5の(2)の③の理事
 - ロ 医療法人が当該取引をすることを決定した理事
 - ハ 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について

- ① (1)の①の責任は、総社員又は総評議員の同意がなければ、免除することができないこと。
- ② ①にかかわらず、医療法人の評議員又は理事若しくは監事の(1)の①の責任は、当該医療法人の評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、次のイに掲げる額からロに掲げる額（(3)の①において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会又は評議員会の決議によって免除することができること。ただし、出席者の3分の2（これを上回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、決議をすることができないこと。
 - イ 賠償の責任を負う額
 - ロ 当該医療法人の評議員又は理事若しくは監事とその在職中に医療法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として③に定める方法により算定される額に、次に掲げる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の区分に応じ、次に定める数を乗じて得た額

- (イ) 理事長 6
- (ロ) 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4
- ・ 理事会の決議によって医療法人の業務を執行する理事として選定されたもの
 - ・ 当該医療法人の業務を執行した理事(理事長を除く。)
 - ・ 当該医療法人の職員
- (ハ) 評議員又は理事(理事長及び(ロ)に掲げるものを除く。)若しくは監事 2
- ③ ②の評議員又は理事若しくは監事がある場合に、当該評議員又は理事若しくは監事がその在職中に医療法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額は、次のイ及びロの合計額とすること。
- イ 当該評議員又は理事若しくは監事がある場合に、当該評議員又は理事若しくは監事がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該理事が当該医療法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として当該医療法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(ロに定めるものを除く。)の額の会計年度(次の(イ)から(ハ)までに掲げる区分の場合に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が1年でない場合にあつては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額
- (イ) ②の社員総会又は評議員会の決議を行った場合 当該社員総会又は評議員会の日
- (ロ) ⑦の定款又は寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日
- (ハ) (3)の①の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(2以上の日がある場合にあつては、最も遅い日)
- ロ 次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる数で除して得た額
- (イ) 次に掲げる額の合計額
- ・ 当該評議員又は理事若しくは監事が医療法人から受けた退職慰労金の額
 - ・ 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
 - ・ 上記に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
- (ロ) 当該評議員又は理事若しくは監事がある場合に、当該評議員又は理事若しくは監事が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあつては、当該数
- ・ 理事長 6
 - ・ 理事長以外の理事であつて、当該医療法人の職員である者 4
 - ・ 評議員又は理事(上記に掲げるものを除く。)若しくは監事 2
- ④ ②の場合には、理事は、②の社員総会又は評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならないこと。

- イ 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- ロ ②により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- ハ 責任を免除すべき理由及び免除額

⑤ 理事は(1)の①の責任の免除(評議員及び理事の責任の免除に限る。)に関する議案を社員総会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、各監事)の同意を得なければならないこと。

⑥ ②の決議があった場合において、医療法人が当該決議後に②の評議員又は理事若しくは監事に対して、次に掲げる財産上の利益を与えるときは、社員総会又は評議員会の承認を受けなければならないこと。

イ 退職慰労金

ロ 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

ハ イ及びロに掲げるものの性質を有する財産上の利益

⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、①により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。

⑧ ⑤の監事の同意については、定款又は寄附行為を変更して⑦の定め(評議員及び理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会又は評議員会に提出する場合、⑦の定款又は寄附行為の定めに基づく責任の免除(評議員及び理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合について準用すること。

⑨ ⑦による定款又は寄附行為の定めに基づいて医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、④のイからハまでに掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員又は評議員に通知しなければならないこと。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができないこと。

⑩ 総社員又は総評議員会((1)の①の責任を負う医療法人の評議員であるものを除く。)の10分の1(これを下回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合)以上の社員又は評議員が⑨により通知された期間内に異議を述べたときは、医療法人は⑦による定款又は寄附行為の定めに基づく免除をしてはならないこと。

⑪ ⑥は、⑦の定款又は寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用すること。

(3) 医療法人と理事との間の責任限定契約について

① (2)の①にかかわらず、医療法人は、評議員又は理事(業務執行理事(理事長、理事会の決議によって業務を執行する理事として選定されたもの及び業務を

執行したその他の理事をいう。②において同じ)又は職員でないものに限る。)若しくは監事(以下「非理事長理事等」という。)の(1)の①の責任について、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款又は寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非理事長理事等と締結することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。

- ② ①の契約を締結した非理事長理事等(理事に限る。)が当該医療法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失うこと。
- ③ (2)の⑤の監事の同意は、定款又は寄附行為を変更して①による定款又は寄附行為の定め(評議員又は①の理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会又は評議員会に提出する場合について準用すること。
- ④ ①の契約を締結した医療法人が、当該契約の相手方である非理事長理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会又は評議員会において、次に掲げる事項を開示しなければならないこと。
 - イ 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - ロ (2)の②により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - ハ 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - ニ (1)の①の損害のうち、当該非理事長理事等が賠償する責任を負わないとされた額
- ⑤ (2)の⑥は、非理事長理事等が①の契約によって①の限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用すること。

(4) 理事が自己のためにした取引に関する特則

- ① 5の(2)の③のイの取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の(1)の①の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができないこと。
- ② (2)の②から⑩まで及び(3)については、①の理事の責任については、適用しないこと。

(5) 第三者に対する役員等の損害賠償責任

- ① 医療法人の評議員又は理事若しくは監事はその職務を行うについて、悪意又は重大な過失があったときは、当該評議員又は理事若しくは監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと。
- ② 次に掲げる者が、次に定める行為をしたときも、①と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでないこと。

イ 理事

- (イ) 法第51条第1項の規定により作成すべきものに記載すべき重要な事

項についての虚偽の記載

(ウ) 虚偽の登記

(ハ) 虚偽の公告

ロ 監事 監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(6) 役員等の損害賠償責任における連帯債務について

医療法人の評議員又は理事若しくは監事が医療法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の評議員又は理事若しくは監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする事。

(7) 社員による責任追及の訴えについて

① 社員は、社団たる医療法人に対し、被告となるべき者、請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実を記載した書面の提出又は電磁的方法による提供により、理事又は監事の責任を追及する訴え（以下「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる事。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該社団たる医療法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない事。

② 社団たる医療法人が①による請求の日から60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、社団たる医療法人のために、責任追及の訴えを提起することができる事。

③ 社団たる医療法人は、①による請求の日から60日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は①の理事若しくは監事から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供により通知しなければならない事。

イ 医療法人が行った調査の内容(ロの判断の基礎とした資料を含む。)

ロ 請求対象者(理事又は監事であつて①による請求に係る被告となるべき者をいう。ハにおいて同じ。)の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

ハ 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、①による責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

④ ①及び②にかかわらず、②の期間の経過により社団たる医療法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、①の社員は、社団たる医療法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる事。ただし、①のただし書に該当する場合は、この限りでない事。

⑤ ②又は④の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす事。

⑥ 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申し立てにより、当該社員に対して、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる事。

⑦ 被告が⑥の申し立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるもの

であることを疎明しなければならないこと。

- ⑧ 責任追及の訴えは、社団たる医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属すること。
- ⑨ 社員又は社団たる医療法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができること。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなる時、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなる時は、この限りではないこと。
- ⑩ 社団たる医療法人が、理事又は理事であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならないこと。
- ⑪ 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、社団たる医療法人に対し、訴訟告知をしなければならないこと。
- ⑫ 社団たる医療法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は⑪の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならないこと。
- ⑬ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第267条の規定は、社団たる医療法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しないこと。ただし、当該社団たる医療法人の承認がある場合は、この限りでないこと。
- ⑭ ⑬の場合において、裁判所は、社団たる医療法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは2週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならないこと。
- ⑮ 社団たる医療法人が⑭の期間内に書面により異議を述べなかつたときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみなすこと。
- ⑯ (2)の①は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しないこと。
- ⑰ 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該社団たる医療法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができること。
- ⑱ 責任追及の訴えを提起した社員が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該社員は、当該社団たる医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わないこと。
- ⑲ ⑰及び⑱は、⑨により訴訟に参加した社員について準用すること。
- ⑳ 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である社団たる医療法人の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、社団たる医療法人又は社員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができること。
- ㉑ ⑰、⑱及び⑲については、㉑の再審の訴えについて準用すること。

(8) 医療法人の役員等の解任の訴え等について

① 理事、監事又は評議員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事、監事又は評議員を解任する旨の議案が社員総会又は評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事、監事又は評議員の解任を請求することができること。

イ 総社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）の 10 分の 1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）

ロ 評議員

② ①の訴えについては、当該医療法人及び理事、監事又は評議員を被告とすること。

③ 医療法人の理事、監事又は評議員の解任の訴えは、当該医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属すること。

9 定款及び寄附行為の変更について（法第 54 条の 9 関係）

(1) 社団たる医療法人が定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならないこと。

(2) 財団たる医療法人が寄附行為を変更するには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならないこと。

(3) 定款又は寄附行為の変更は、次に掲げる事項を除き、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

① 事務所の所在地

※ ただし、「主たる事務所」の所在地の変更が都道府県を異にする場合、定款又は寄附行為における監督権限のある都道府県知事の変更は、定款又は寄附行為の変更に係る認可が必要になることに留意すること。

② 公告の方法

(4) 都道府県知事は、(3)の認可の申請があった場合には、定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないこと及びその変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないことなどを審査した上で、認可を決定すること。

(5) 医療法人は、(3)の①及び②に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄附行為を都道府県知事に届け出なければならないこと。

(6) 法第 44 条第 5 項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

10 経過措置について（改正法附則第 2 条から第 5 条及び医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第 4 条関係）

(1) 医療法人の役員について、社員総会又は評議員会の決議によって選任する旨を定めた法第 46 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後に行われる役員

- の選任について適用すること。また、施行日において現に医療法人の役員である者の任期も、なお従前の例によること。
- (2) 施行日において現に存する医療法人の理事長の代表権については、施行日以後に理事会において選出された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例によること。
 - (3) 施行日において現に存する医療法人の評議員又は理事若しくは監事の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例によること。
 - (4) 評議員について、3の(1)の②のハ及びニは、施行日以後にした行為により同ハ及びニに規定する刑に処せられた者について適用すること。
 - (5) 施行日において現に存する医療法人の評議員について、施行日から起算して2年を経過する日(平成30年8月31日)までの間における、3の(1)の③の適用については、同文中「役員又は職員」とあるのは、「役員」とすること。

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例の改正について

施行日以後に設立認可等の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例については、次に掲げる一部改正後の定款例又は寄附行為例とすること。

また、施行日において現に存する医療法人の定款又は寄附行為について、理事会に関する規定が置かれていない場合には、改正法附則第6条の規定に基づき、施行日から起算して2年以内に定款又は寄附行為の変更に係る認可申請をしなければならないこと。ただし、理事会に関して、変更前の定款例又は寄附行為例に倣った規定が置かれている場合は、この限りでないこと。

なお、社会医療法人及び大規模の医療法人については、改正後の定款例又は寄附行為例に倣った定款又は寄附行為の変更に係る認可申請を速やかに行うことが望ましいこと。それ以外の医療法人については、当分の間、必ずしも定款例又は寄附行為例と同様の規定を設けなくても構わないこと。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ① 社団医療法人の定款例(平成19年医政発第0330049号) | 別添1 |
| ② 財団医療法人の寄附行為例(平成19年医政発第0330049号) | 別添2 |
| ③ 特定医療法人の定款例(平成15年医政発第1009008号) | 別添3 |
| ④ 特定医療法人の寄附行為例(平成15年医政発第1009008号) | 別添4 |
| ⑤ 出資額限度法人のモデル定款(平成16年医政発第0813001号) | 別添5 |
| ⑥ 社会医療法人の定款例(平成20年医政発第0331008号) | 別添6 |
| ⑦ 社会医療法人の寄附行為例(平成20年医政発第0331008号) | 別添7 |

第3 関連する既往通知の改正について

- 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
(昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知) 別添8
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」
(平成2年健政発第110号厚生省健康政策局長通知) 別添9
- 「医療法人制度について」

- (平成 19 年医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知) 別添 1 0
- 「医療法人の基金について」
(平成 19 年医政発第 0330051 号厚生労働省医政局長通知) 別添 1 1
- 「社会医療法人の認定について」
(平成 20 年医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知) 別添 1 2

(参考法令)

○民法 (明治 29 年法律第 89 号) (抄)

第 108 条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

○民事保全法 (平成元年法律第 91 号) (抄)

第 56 条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所の所在地 (外国法人にあっては、各事務所の所在地) を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

○民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) (抄)

第 267 条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

○社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）別添1）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	備 考	改 正 前	備 考
<p>社団医療法人の定款例 医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第4条、第5条、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療</p>	<p>社団医療法人の定款例 医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第4条、第5条及び第18条において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療</p>

<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営</p> <p><u>第3章 資産及び会計</u></p> <p>第6条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) . . . (2) . . . (3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、<u>医業経営の実施のため</u> 確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管する。</p>	<p>所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、<u>第27条第3項及び第28条第5項において同じ。)</u></p> <p>・本条には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・<u>不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</u></p>	<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、<u>第18条第3項及び第19条第5項において同じ。)</u></p> <p>・本条には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--	--	--

<p>第10条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p>	<p>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4章 社員</p> <p>第14条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第15条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者</p>		<p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者</p>	

<p>は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p><u>第 16 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</u></p> <p><u>第 5 章 社員総会</u></p> <p><u>第 17 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。</u></p> <p><u>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>第 18 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</u></p> <p><u>第 19 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款の変更</u></p> <p><u>(2) 基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)</u></p> <p><u>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</u></p> <p><u>(4) 収支予算及び決算の決定又は変更</u></p> <p><u>(5) 重要な資産の処分</u></p> <p><u>(6) 借入金額の最高限度の決定</u></p> <p><u>(7) 社員の入社及び除名</u></p> <p><u>(8) 本社の解散</u></p> <p><u>(9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</u></p> <p><u>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を</u></p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p> <p>・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催することが望ましい。</p> <p>・ 5 分の 1 を下回る割合を定めることもできる。</p> <p>・ 招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。</p>	<p>は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p><u>第 8 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--	--	---

<p><u>経ることができる。</u></p> <p><u>第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</u></p> <p><u>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p> <p><u>第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</u></p> <p><u>第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</u></p> <p><u>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p> <p><u>第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 4 章 資産及び会計</u></p> <p><u>第 9 条 本社の資産は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 設立当時の財産</u></p>	
--	--	---	--

		<p>(2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。</p>	
(削除)	(削除)	<p>第 10 条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基 本財産とする。</p> <p>(1) . . . (2) . . . (3) . . .</p>	<p>・不動産、運営基金等重要な資産は、 基本財産とすることが望ましい。</p>
(削除)	(削除)	<p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならな い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及 び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供す ることができる。</p>	<p>・社員総会のみ議決でよいことと しても差し支えないが、理事会の 議決を経ることとすることが望ま しい。(以下、第 13 条及び第 16 条 において同じ。)</p>
(削除)		<p>第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法に よって、理事長が管理する。</p>	
(削除)		<p>第 12 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会 社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは 確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	
(削除)		<p>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に 理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>	
(削除)	(削除)	<p>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始ま り翌年 3 月 31 日に終る。</p>	<p>・任意に 1 年間で定めても差し支え ない。(法第 53 条参照)</p>
(削除)		<p>第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了 後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表 及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。） を作成しなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権 者から請求があった場合には、正当な理由がある場 合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p>	

<p>(削除)</p> <p><u>第6章 役員</u></p> <p>第26条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、<u>理事会において、理事の中から選出する。</u></p> <p>3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の5第1項参照)なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照) ・理事の職への再任を妨げるものではない。 	<p>3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、<u>理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</u></p> <p><u>第5章 役員</u></p> <p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第18条 理事及び監事は、<u>社員総会において選任する。</u></p> <p>2 理事長は、<u>理事の互選によって定める。</u></p> <p>3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、<u>主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</u> ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の2参照)なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可(以下、第31条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照) ・理事の職への再任を妨げるものではない。
---	--	---	--

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第28条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、本団の業務を執行し、

(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

(新設)

<p>第 29 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、<u>第 26 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p> <p>第 30 条 役員は、<u>社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</u></p> <p>第 31 条 役員の報酬等は、 <u>(例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u> <u>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u> <u>(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</u></p> <p>第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、<u>理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>自己又は第三者のためにする本社の事業の部に属する取引</u></p> <p>(2) <u>自己又は第三者のためにする本社員との取引</u></p> <p>(3) <u>本社員がその理事の債務を保証することその他</u></p>	<p>・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。</p> <p>・ 役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、<u>社員総会の決議によって定める必要がある。</u></p> <p>・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、<u>監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。</u></p>	<p>第 20 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、<u>任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---	---	-------------------------------------

<p><u>その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引</u></p> <p><u>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第33条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第7章 理事会</u></p> <p><u>第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</u></p> <p><u>第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 本社の業務執行の決定</u></p> <p><u>(2) 理事の職務の執行の監督</u></p> <p><u>(3) 理事長の選出及び解職</u></p> <p><u>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</u></p> <p><u>(5) 多額の借財の決定</u></p> <p><u>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</u></p> <p><u>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</u></p> <p><u>第36条 理事会は、</u></p> <p><u>(例1) 各理事が招集する。</u></p> <p><u>(例2) 理事長(又は理事会で定める理事)が招集する。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が欠けたとき又は理事長(理事会で定める理事)に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u></p>	<p><u>・本条を規定するか否かは任意。</u></p> <p><u>・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---	--	---

<p>2 <u>理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</u></p> <p>3 <u>理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</u></p>	<p>・1週間を下回る期間を定めることもできる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第37条 理事会の議長は、理事長とする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第38条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>・本項を規定するか否かは任意。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</u></p>	<p>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p>	<p>(新設) (・第30条第2項参照)</p>	<p>(新設) (・第30条第2項参照)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>第6章 会議</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ま</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。</p>	<p>・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ま</p>

<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p>	<p>しい。</p> <p>・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定</p> <p>(5) 剰余金又は損失金の処理</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 社員の入社及び除名</p> <p>(8) 本団体の解散</p> <p>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>(10) その他重要な事項</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記</p>	

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第8章 定款の変更</p> <p>第41条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第9章 解散、合併及び分割</p> <p>第42条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 		<p><u>載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p>第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第28条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p><u>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p> <p>第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p><u>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 	
---	--	--	--

(5) 破産手続開始の決定
(6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第43条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の終了
(2) 債権の取立て及び債務の弁済
(3) 残余財産の引渡し

第44条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1) 国
(2) 地方公共団体
(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第45条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

(5) 破産手続開始の決定
(6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の終了
(2) 債権の取立て及び債務の弁済
(3) 残余財産の引渡し

第34条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1) 国
(2) 地方公共団体
(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
(5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第35条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。

第46条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 雑則

第47条 本社の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

第48条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○
理 事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
監 事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○

・法第44条第4項参照。

(新設)

第9章 雑則

第36条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第37条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○
理 事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
監 事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○

・法第44条第4項参照。

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）別添2）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	備 考	改 正 前	備 考
<p>財団医療法人の寄附行為例 医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健</p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第4条、第5条、第26条第3項及び第27条第5項において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、<u>要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。</u>」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定</p>	<p>財団医療法人の寄附行為例 医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により喪たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健</p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第4条、第5条及び第16条において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、<u>疾病・負傷等により喪たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。</u>」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定</p>

<p>施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 事業に伴う収入</u></p> <p><u>(4) その他の収入</u></p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、<u>医業経営の実施のため確</u></p>	<p>管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。<u>(以下、第26条第3項及び第27条第5項において同じ。)</u></p> <p>・本条には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p>	<p>施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p><u>(3) 諸種の資産から生ずる果実</u></p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</u></p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、<u>理事会の議決を経て</u>定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、<u>確実な銀行又は信託会社</u></p>	<p>管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。<u>(以下、第15条第3項及び第16条第5項において同じ。)</u></p> <p>・本条には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p> <p>・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。(以下、第8条、第10条、第13条及び<u>第34条</u>において同じ。)</p>
---	--	---	---

<p>実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、<u>監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 評議員</u></p> <p>第14条 本財団に、<u>評議員〇名以上〇名以内を置く。</u></p> <p>第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、<u>理事長が委嘱する。</u></p>	<p>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が1人又は2人の場合にあっては、3人以上とする。</p>	<p>に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本財団の決算については、<u>毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、<u>理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	---	---	--

<p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p>			
<p>第5章 評議員会</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第16条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。</p>			
<p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p>	<p>・5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。</p>	<p>・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第18条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>・本事項は評議員の議決を要するものとする。ことができる。(法第46条の4の5参照)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(1) 寄附行為の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(5) 重要な資産の処分</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 本財団の解散</p> <p>(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契</p>			

<p>約の締結又は分割計画の決定</p> <p>2 その他重要な事項についても、評議員会の意見を聴くことができる。</p> <p>第19条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>第20条 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第21条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>第22条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第24条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p> <p>第6章 役員</p> <p>第25条 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 役員及び評議員</p> <p>第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>(3) 評議員 ○名以上○名以内</p> <p>・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の5第1項参照)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 役員及び評議員</p> <p>第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>(3) 評議員 ○名以上○名以内</p> <p>・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の2参照)</p>	
--	---	--	--

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第 27 条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、医療法人の業務を執行し、

（例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないことができる。（法第46条の5第6項参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。

第 15 条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第 16 条 理事長のみが本財団を代表する。

2 理事長は本財団の業務を総理する。

3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可

（以下、第29条において同じ。）

を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないことができる。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

（削除）

第28条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第25条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して意見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

<p>第29条 役員が、次のいずれかに該当するときは、 評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	<p>・3分の2を上回る割合を定めることもできる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第30条 役員報酬等は、 (例1) 評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。 (例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 (例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p>	<p>・役員報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。</p> <p>・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引</p> <p>(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告し</p>		<p>(新設)</p>	

<p>なければならない。</p> <p>第32条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第7章 理事会</p> <p>第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>第34条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p> <p>第35条 理事会は、</p> <p>(例1) 各理事が招集する。</p> <p>(例2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p>	<p>・本条を規定するか否かは任意。</p> <p>・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	---	---	-------------

<p>3 <u>理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</u></p>	<p>・1週間を下回る期間を定めることもできる。</p>		(新設)
<p>第36条 <u>理事会の議長は、理事長とする。</u></p>	<p>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</p>	(新設)	(新設)
<p>第37条 <u>理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</p>	(新設)	(新設)
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>・本項を規定するか否かは任意。</p>		(新設)
<p>第38条 <u>理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>		(新設)	
<p>2 <u>理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</u></p>	<p>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</p>		(新設)
<p>第39条 <u>理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p>		(新設)	
<p><u>(削除)</u></p>			
<p><u>(削除)</u></p>			
<p><u>(削除)</u></p>			
		<p>第5章 会議</p> <p>第19条 <u>会議は、理事会及び評議員会の2つとする。</u></p> <p>第20条 <u>理事会は、理事長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>理事会に出席することのできない理事は、書面に</u></p>	

		<p>より、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。</p> <p>4 <u>理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p> <p>5 <u>理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	
(削除)	(削除)	<p>第21条 <u>評議員会は、理事長が招集する。</u></p> <p>2 <u>評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p> <p>3 <u>理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p>	<p>- <u>総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</u></p>
(削除)		<p>第22条 <u>次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(1) <u>寄附行為の変更</u></p> <p>(2) <u>基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</u></p> <p>(3) <u>毎事業年度の事業計画の決定及び変更</u></p> <p>(4) <u>収支予算及び決算の決定</u></p> <p>(5) <u>剰余金又は損失金の処理</u></p> <p>(6) <u>借入金額の最高限度の決定</u></p> <p>(7) <u>本財団の解散</u></p> <p>(8) <u>他の医療法人との合併契約の締結</u></p> <p>(9) <u>その他重要な事項</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとしてすることができる。</u></p>	
(削除)		<p>第23条 <u>評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p> <p>2 <u>評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</u></p>	

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第8章 寄附行為の変更

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。

第9章 解散、合併及び分割

第41条 本財団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第24条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。

第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第 42 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の決議によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 43 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第 44 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第 45 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 雑則

第 46 条 本財団の公告は、

- (例1) 官報に掲載する方法
- (例2) 〇〇新聞に掲載する方法
- (例3) 電子公告（ホームページ）

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は社団医療法人と合併することができる。

(新設)

第8章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○
○新聞）に掲載する方法によって行う。

第47条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評議員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第44条第4項参照。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評議員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第44条第4項参照。

○特定医療法人の定款例（「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号）別添3）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
特定医療法人の定款例	備 考	特定医療法人の定款例	備 考
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本会社が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を営するほか、次の業務</p>	<p>・特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。</p> <p>・病院または診療所のいずれか一方を営するときは、営する方を掲げる。(以下、第4条、第5条及び第30条において同じ。)</p> <p>・本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行</p>	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人)に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本会社が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を営するほか、次の業務</p>	<p>・特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。</p> <p>・病院または診療所のいずれか一方を営するときは、営する方を掲げる。(以下、第4条、第5条及び第12条において同じ。)</p> <p>・本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行</p>

<p>を行う。 <u>〇〇看護師養成所の経営</u></p> <p><u>第3章 資産及び会計</u></p> <p><u>第6条 本社の資産は次のとおりとする。</u> <u>(1) 本社の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)</u> <u>(2) 本会社に寄附された財産</u> <u>(3) 本社の事業に伴う収入</u> <u>(4) その他の収入</u></p> <p><u>第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</u> <u>(1) ……</u> <u>(2) ……</u> <u>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</u></p> <p><u>第8条 本社の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社の経費を支弁する。</u></p> <p><u>第9条 本社の資産は、理事会又は社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</u></p> <p><u>第10条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</u></p> <p><u>第11条 本社の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。</u></p>	<p>わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。</p> <p>・<u>不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。</u></p>	<p>を行う。 <u>〇〇看護師養成所の経営</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--	--	---

第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 社員

第15条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第3章 社員

第6条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第7条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第8条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第19条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

第5章 社員総会

第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回3月及び5月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第21条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第22条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	3月
3 前年度決算の決定	毎年 5月

第9条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第10条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

(新設)

(新設)

・5分の1を下回る割合を定めることもできる。

・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>4 定款の変更</p> <p>5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>6 事業計画及び収支予算の重大な変更</p> <p>7 社員の入社及び除名</p> <p>8 理事、監事の選任、辞任の承認</p> <p>9 本団体の解散</p> <p>10 定款第5条に関する事項</p> <p>11 他の医療法人との合併</p> <p>12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項</p>	<p>随時</p>	<p>・第5条の業務がなければ掲げる必要はない。</p>		<p>(新設)</p>
<p>第23条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第24条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第25条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第26条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>			<p>(新設)</p>	

第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第6章 役員

第29条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
 - うち理事長 1名
 - 常務理事 〇名
- (2) 監事 2名

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。

2 本団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。

第31条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限

(新設)

第4章 役員

第11条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
 - うち理事長 1名
 - 常務理事 〇名
- (2) 監事 2名

2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 本団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。

第13条 理事長のみが本団を代表する。

(新設)

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならないことができる。(法第46条の5第6項参照)

<p>を有する。</p> <p>2 理事長は本社の業務を執行し、 <u>(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</u> <u>(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務を監査すること。 (2) 本社の財産の状況を監査すること。 (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) <u>理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</u></p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第32条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、</p>	<p>・この報告は、<u>現実に開催された理事会において行わなければならない</u>、<u>報告を省略することはできない。</u></p>	<p>2 理事長は本社の業務を総理する。</p> <p>3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4 <u>理事は、本社の常務を処理する。</u></p> <p>5 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務を監査すること。 (2) 本社の財産の状況を監査すること。 (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>6 監事は、<u>この法人の</u>理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、<u>任期満了後といえども、後任者の就任す</u></p>	<p>(新設)</p>
--	---	---	-------------

<p><u>任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p>		<p><u>るまでは、その職務を行うものとする。</u></p>	
<p><u>第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</u></p>		<p>(新設)</p>	
<p><u>第34条 役員の報酬等は、</u> <u>(例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u> <u>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u> <u>(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</u></p>	<p><u>・役員の報酬は、3,600万円以下であること。</u> <u>・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。</u> <u>・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</u> <u>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</u> <u>(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引</u> <u>(3) 本社員がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社員とその理事との利益が相反する取引</u> <u>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告し</u></p>		<p>(新設)</p>	

<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>第36条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第7章 理事会</p> <p><u>第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</u></p> <p><u>第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 本社の業務執行の決定</u></p> <p><u>(2) 理事の職務の執行の監督</u></p> <p><u>(3) 理事長の選出及び解職</u></p> <p><u>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</u></p> <p><u>(5) 多額の借財の決定</u></p> <p><u>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</u></p> <p><u>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</u></p> <p><u>第39条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u></p> <p><u>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事</u></p>	<p><u>・本条を規定するか否かは任意。</u></p> <p><u>・1週間を下回る機関を定めること</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
---	--	--	--

<p><u>及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を 発しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全 員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく 開催できる。</u></p> <p><u>第40条 理事会の議長は、理事長とする。</u></p> <p><u>第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段 の定めがある場合を除き、議決事項について特別の 利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第50条の表の左欄に 掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2 以上の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議 の目的である事項について提案した場合において、 その提案について特別の利害関係を有する理事を 除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の 意思表示をしたときは、理事会の決議があったもの とみなす。ただし、監事がその提案について異議を 述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><u>第42条 理事会の議事については、法令で定めると ころにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録 に署名し、又は記名押印する。</u></p> <p><u>第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で 定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 評議員</u></p> <p><u>第44条 本団体に評議員12名以上〇〇名以内を置 く。</u></p>	<p><u>もできる。</u></p> <p>・<u>過半数を上回る割合を定めること もできる。</u></p> <p>・<u>理事については、議決権を他の者 に委任して行使させる事実がある ときは、その運営組織が適正であ ると認められないことになってい るので、留意すること。</u></p> <p>・<u>本項を規定するか否かは任意。</u></p> <p>・<u>署名し、又は記名押印する者を、 理事会に出席した理事長及び監事 とすることも可。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 評議員</p> <p><u>第15条 本団体に評議員12名以上〇〇名以内を置 く。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---	--	---

第45条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第46条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第47条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第9章 評議員会

第48条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月及び5月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第16条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第17条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第18条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(新設)

(新設)

第49条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第50条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	3月
3 前年度決算の決定	毎年 5月
4 定款の変更	随時
5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
6 事業計画及び収支予算の重大な変更	
7 本団体の解散	
8 定款第5条に関する事項	
9 他の医療法人との合併	
10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第51条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第52条 評議員は、評議員会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第53条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p><u>し、急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>第 54 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p> <p><u>第 55 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>第 56 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 6 章 会議</u></p> <p><u>第 19 条 本社の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。</u></p> <p><u>第 20 条 定時会議は、毎年 2 回 3 月及び 5 月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。</u></p> <p><u>第 21 条 会議は、理事長がこれを招集する。</u></p> <p><u>2 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p> <p><u>第 22 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。</u></p>	<p><u>本条に、各会議の定足数を定めてもよい。</u></p>
--	--------------------	--	-----------------------------------

(削除)	(削除)	<table border="1"> <tr> <td>1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定</td> <td style="text-align: center;">毎年 3月</td> </tr> <tr> <td>2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定</td> <td style="text-align: center;">毎年 5月</td> </tr> <tr> <td>3 前年度決算の決定</td> <td style="text-align: center;">毎年 5月</td> </tr> <tr> <td>4 前年度剰余金又は損失金の処理</td> <td style="text-align: center;">毎年 5月</td> </tr> <tr> <td>5 定款の変更</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">随時</td> </tr> <tr> <td>6 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</td> </tr> <tr> <td>7 事業計画及び収支予算の重大な変更</td> </tr> <tr> <td>8 社員の入社及び除名</td> </tr> <tr> <td>9 理事、監事の選任、辞任の承認</td> </tr> <tr> <td>10 本社の解散</td> </tr> <tr> <td>11 定款第5条に関する事項</td> </tr> <tr> <td>12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項</td> </tr> </table>	1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月	2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 5月	3 前年度決算の決定	毎年 5月	4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5月	5 定款の変更	随時	6 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)	7 事業計画及び収支予算の重大な変更	8 社員の入社及び除名	9 理事、監事の選任、辞任の承認	10 本社の解散	11 定款第5条に関する事項	12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	第5条の業務がなければ掲げる必要はない。
		1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月																	
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 5月																			
3 前年度決算の決定	毎年 5月																			
4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5月																			
5 定款の変更	随時																			
6 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)																				
7 事業計画及び収支予算の重大な変更																				
8 社員の入社及び除名																				
9 理事、監事の選任、辞任の承認																				
10 本社の解散																				
11 定款第5条に関する事項																				
12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項																				
<p>2 前項の会議の議事は、別段の定めがあるもののほかは、総社員の過半数が出席し、その出席者の過半数の賛成による承認を受けねばならない。</p> <p>第23条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定</td> <td style="text-align: center;">毎年 3月</td> </tr> <tr> <td>2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定</td> <td style="text-align: center;">毎年 5月</td> </tr> <tr> <td>3 前年度決算の決定</td> <td style="text-align: center;">毎年 5月</td> </tr> <tr> <td>4 前年度剰余金又は損失金の処理</td> <td style="text-align: center;">毎年 5月</td> </tr> <tr> <td>5 定款の変更</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">随時</td> </tr> <tr> <td>6 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</td> </tr> <tr> <td>7 事業計画及び収支予算の重大な変更</td> </tr> <tr> <td>8 本社の解散</td> </tr> <tr> <td>9 定款第5条に関する事項</td> </tr> <tr> <td>10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項</td> </tr> </table>	1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月	2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 5月	3 前年度決算の決定	毎年 5月	4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5月	5 定款の変更	随時	6 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)	7 事業計画及び収支予算の重大な変更	8 本社の解散	9 定款第5条に関する事項	10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項					
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月																			
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 5月																			
3 前年度決算の決定	毎年 5月																			
4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5月																			
5 定款の変更	随時																			
6 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)																				
7 事業計画及び収支予算の重大な変更																				
8 本社の解散																				
9 定款第5条に関する事項																				
10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項																				

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。

第 24 条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。

2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 25 条 社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 26 条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 27 条 第 23 条第 1 項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事の総数の 2 分の 1 以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 28 条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

(1) 会議の日時、場所

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数</u> <u>(3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名</u> <u>(書面表決者及び表決委任者を含む。)</u> <u>(4) 議案の件名</u> <u>(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨</u> <u>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</u></p> <p><u>2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。</u></p> <p><u>第 29 条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第 7 章 資産及び会計</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第 30 条 本社の資産は次のとおりとする。</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(1) 本社の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(2) 本会社に寄附された財産</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(3) 本社の資産から生ずる果実</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(4) 本社の事業に伴う収入</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(5) その他の収入</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第 31 条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</u></p>	<p><u>不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(1) ……</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(2) ……</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第 32 条 本社の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社の経費を支弁する。</u></p>	

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第10章 証明書等の提出</p> <p>第57条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基</p>	<p>・証明書については、都道府県及び</p>	<p>第33条 本団の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第34条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第35条 本団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。</p> <p>第36条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第37条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第38条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p> <p>第8章 証明書等の提出</p> <p>第39条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 租税特別措置法施行令第39条の2第1項第</p>	<p>・証明書については、都道府県及び</p>
---	-------------------------	--	-------------------------

準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の2第5項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第11章 定款の変更

第58条 この定款は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第12章 解散及び合併

第59条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第60条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第61条 本会社が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第62条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第13条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。

2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

(新設)

第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第42条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第43条 本会社が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

(新設)

第10章 雑則

第44条 本会社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第37条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。

第13章 雑則

第63条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第64条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

附則

本団体設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・本定款例により、新規に社団を設立する場合には、
「附則
本団体設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、〇〇〇までとする。
理事(理事長) 〇〇〇〇
" (常務理事) 〇〇〇〇
監事 〇〇〇〇
" 〇〇〇〇」
とすること。

第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

附則

本団体設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・本定款例により、新規に社団を設立する場合には、
「附則
本団体設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、〇〇〇までとする。
理事(理事長) 〇〇〇〇
" (常務理事) 〇〇〇〇
監事 〇〇〇〇
" 〇〇〇〇」
とすること。

○特定医療法人の寄附行為例（「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号）別添3）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	備 考	改 正 前	備 考
<p>特定医療法人の寄附行為例</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を經營するほか、次の業務を行う。</p>	<p>・病院または診療所のいずれか一方を經營するときは、經營する方を掲げる。(以下、第4条、第5条及び第29条において同じ。)</p> <p>・本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行</p>	<p>特定医療法人の寄附行為例</p> <p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人）<u>に対し</u>、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を經營するほか、次の業務を行う。</p>	<p>・病院または診療所のいずれか一方を經營するときは、經營する方を掲げる。(以下、第4条、第5条及び第8条において同じ。)</p> <p>・本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行</p>

<p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)</p> <p>(2) 本財団に寄附された財産</p> <p>(3) 本財団の事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。</p> <p>第9条 本財団の資産は、理事会又は評議員会で定められた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。</p>	<p>わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。</p>	<p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。</p>
--	---	--	---

<p>第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p>		(新設)	
<p>第13条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。</p>		(新設)	
<p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p>			
<p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p>			
<p>第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p>		(新設)	
<p>第4章 評議員</p>		(新設)	
<p>第15条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。</p>		(新設)	
<p>第16条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p>		(新設)	
<p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p>			
<p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</p>			
<p>(3) 医療を受ける者</p>			
<p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p>			
<p>2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。</p>			

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第17条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第18条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第5章 評議員会

第19条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月及び5月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第20条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第21条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	3月
3 前年度決算の決定	毎年

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

・5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

	5月			
<p>4 寄附行為の変更</p> <p>5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>6 事業計画及び収支予算の重大な変更</p> <p>7 本財団の解散</p> <p>8 理事及び監事の選任、辞任の承認</p> <p>9 寄附行為第5条に関する事項</p> <p>10 他の医療法人との合併</p> <p>11 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項</p>	<p>随時</p>	<p>・第5条の業務がなければ、掲げる必要はない。</p>		<p>(新設)</p>
<p>第22条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第23条 評議員は、評議員会において各1個の議決権及び選挙権を有する。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第24条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第25条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>			<p>(新設)</p>	
<p>第27条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p>			<p>(新設)</p>	

<p><u>第6章 役員</u></p> <p><u>第28条</u> 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 常務理事 〇名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p><u>2. 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第29条</u> 理事長及び常務理事は、<u>理事会において理事の中から選出する。</u></p> <p>2 本財団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。</p> <p><u>第30条</u> 理事長は本財団を代表し、<u>本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</u></p> <p>2 理事長は本財団の業務を執行し、 <u>(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、<u>都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならないことができる。(法第46条の5第6項参照)</u></p> <p>・この報告は、<u>現実開催された理事会において行わなければならない</u></p>	<p><u>第3章 役員</u></p> <p><u>第6条</u> 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 常務理事 〇名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第7条</u> 理事長及び常務理事は、<u>理事の互選によって定める。</u></p> <p>2 <u>理事長のみが本財団を代表する。</u></p> <p>3 <u>理事長は本財団の業務を総理する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---	---	---------------------------------------

<p>(例2) <u>毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、評議員会を招集すること。</p> <p>(6) <u>理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告</u></p>	<p>ず、報告を省略することはできない。</p> <p>4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>第8条 <u>理事及び監事は、評議員会において選任する。</u></p> <p>2 <u>本財団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</u></p> <p>4 <u>本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。</u></p> <p>5 <u>理事は、本財団の常務を処理する。</u></p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p>	<p>4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>第8条 <u>理事及び監事は、評議員会において選任する。</u></p> <p>2 <u>本財団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</u></p> <p>4 <u>本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。</u></p> <p>5 <u>理事は、本財団の常務を処理する。</u></p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p>
---	---	--

<p>すること。</p> <p>5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第31条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第32条 役員は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>第33条 役員の報酬等は</p> <p>(例1) 評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p> <p>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</p> <p>(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p>	<p>・役員の報酬は、3,600万円以下であること。</p> <p>・役員の報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。</p> <p>・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。</p>	<p>7 監事は、この法人の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---	--	-------------------------------------

<p>第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引</p> <p>(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p>		(新設)	
<p>第35条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</p>	<p>・本条を規定するか否かは任意。</p>	(新設)	(新設)
<p>第7章 理事会</p>		(新設)	
<p>第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>		(新設)	
<p>第37条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p>		(新設)	

<p>第38条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第39条 理事会の議長は、理事長とする。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第40条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、第21条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。</p>	<p>・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。</p>		<p>(新設)</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>・本項を規定するか否かは任意。</p>		<p>(新設)</p>
<p>第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>		<p>(新設)</p>	

<p>2 <u>理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</u></p> <p>第42条 <u>理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第4章 評議員</u></p> <p>第10条 <u>本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。</u></p> <p>第11条 <u>評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。</u></p> <p>2 <u>評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。</u></p> <p>3 <u>評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。</u></p> <p>第12条 <u>評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。</u></p> <p>第13条 <u>評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>第5章 会議</u></p> <p>第14条 <u>本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。</u></p> <p>第15条 <u>定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。</u></p> <p>第16条 <u>会議は、理事長がこれを招集する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>・本条に、各会議の定足数を定めて</u></p>
---	--	--	---

(削除)

(削除)

(削除)

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第17条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 5月
3 前年度決算の決定	毎年 5月
4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5月
5 寄附行為の変更	随時
6 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)	
7 事業計画及び収支予算の重大な変更	
8 本財団の解散	
9 理事及び監事の選任、辞任の承認	
10 寄附行為第5条に関する事項	
11 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。

第18条 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知

もよい。

・ 第5条の業務がなければ、掲げる必要はない。

<p>(削除)</p>		<p>しなければならない。</p> <p>2 評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>第 19 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p>	
<p>(削除)</p>		<p>第 20 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 21 条 第 17 条第 1 項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。</p> <p>2 その他の事項は、理事の総数の 2 分の 1 以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。</p>
<p>(削除)</p>		<p>第 22 条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時、場所</p> <p>(2) 理事及び評議員の現員数</p> <p>(3) 出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)</p> <p>(4) 議案の件名</p> <p>(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名捺印しなければならない。</p>	

(削除)		<p><u>第 23 条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。</u></p>	
(削除)		<p><u>第 6 章 資産及び会計</u></p>	
(削除)		<p><u>第 24 条 本財団の資産は次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)</u> <u>(2) 本財団に寄附された財産</u> <u>(3) 本財団の資産から生ずる果実</u> <u>(4) 本財団の事業に伴う収入</u> <u>(5) その他の収入</u> 	
(削除)	(削除)	<p><u>第 25 条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) ……</u> <u>(2) ……</u> <u>(3) ……</u> <p><u>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</u></p>	<p><u>・不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすること。</u></p>
(削除)		<p><u>第 26 条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。</u></p>	
(削除)		<p><u>第 27 条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</u></p>	
(削除)		<p><u>第 28 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</u></p>	
(削除)		<p><u>第 29 条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。</u></p>	

(削除)

(削除)

(削除)

第7章 証明書等の提出

第43条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を經由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第8章 寄附行為の変更

・証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第13条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

第30条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第32条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第7章 証明書等の提出

第33条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を經由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第8章 寄附行為の変更及び解散

・証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第31条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

第44条 この寄附行為は、第21条及び第40条第3項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散及び合併

第45条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第21条及び第40条第3項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第46条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第47条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第48条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第49条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

第34条 この寄附行為は、第17条及び第21条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

(新設)

第35条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第17条及び第21条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第36条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第37条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

(新設)

第9章 雑則

第38条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

・本条には、医療法第55条第1項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。

・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。

・本条には、医療法第55条第2項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。

・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。

第 50 条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○
常務理事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
理事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
監事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○

・本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、

「附則

本財団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は〇〇〇までとする。

理事(理事長) 〇〇〇〇
" (常務理事) 〇〇〇〇

・
・

監事 〇〇〇〇
" 〇〇〇〇」

とすること。

第 39 条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○
常務理事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
理事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○
監事 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○

・本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、

「附則

本財団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は〇〇〇までとする。

理事(理事長) 〇〇〇〇
" (常務理事) 〇〇〇〇

・
・

監事 〇〇〇〇
" 〇〇〇〇」

とすること。

○出資額限度法人の定款例（いわゆる「出資額限度法人」について）（平成16年医政発第0831001号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
出資額限度法人モデル定款	備 考	出資額限度法人モデル定款	備 考
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第4条、第5条、<u>第28条第3項及び第29条第5項</u>において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、<u>要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。</u>」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療</p>	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び<u>疾病・負傷等により寝たきりの状態等</u>にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第4条、第5条及び<u>第18条</u>において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、<u>疾病・負傷等により寝たきりの状態等</u>にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療</p>

<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営</p> <p><u>第3章 資産及び会計</u></p> <p>第6条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) . . . (2) . . . (3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p>	<p>所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、<u>第28条第3項及び第29条第5項において同じ。</u>)</p> <p>・本条には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、<u>基本財産とすることが望ましい。</u></p>	<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、<u>第18条第3項及び第19条第5項において同じ。</u>)</p> <p>・本条には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--	---	--

第10条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第11条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

第14条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第15条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者

・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

・第4章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資1口の金額について「本社の出資は、これを〇〇口に分ち、出資1口の金額は、金〇千円とする。」旨規定しても差し支えない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者

(新設)

(新設)

・第3章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資1口の金額について「本社の出資は、これを〇〇口に分ち、出資1口の金額は、金〇千円とする。」旨規定しても差し支えない。

<p>は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p><u>第16条</u> やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p><u>第17条</u> 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</p> <p><u>第5章 社員総会</u></p> <p><u>第18条</u> 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。</p> <p><u>2</u> 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p><u>3</u> 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p><u>4</u> 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p><u>第19条</u> 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</p> <p><u>第20条</u> 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(5) 重要な資産の処分</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 社員の入社及び除名</p> <p>(8) 本団体の解散</p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p> <p>・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催することが望ましい。</p> <p>・5分の1を下回る割合を定めることもできる。</p> <p>・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。</p>	<p>は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p><u>第8条</u> やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p><u>第9条</u> 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---	---	---

<p><u>(9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</u></p> <p><u>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</u></p> <p><u>第 21 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</u></p> <p><u>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p> <p><u>第 22 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</u></p> <p><u>第 23 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</u></p> <p><u>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>第 24 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p> <p><u>第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>第 26 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
		<p>第 4 章 資産及び会計</p>	

(削除)	(削除)	<p><u>第 10 条 本団体の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</u></p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p><u>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
(削除)	(削除)	<p><u>第 11 条 本団体の資産は、社員総会で定められた方法によって、理事長が管理する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第 13 条及び第 16 条において同じ。)
(削除)	(削除)	<p><u>第 12 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</u></p>	
(削除)	(削除)	<p><u>第 13 条 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</u></p>	
(削除)	(削除)	<p><u>第 14 条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第 53 条参照)
(削除)	(削除)	<p><u>第 15 条 本団体の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 本団体は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団体の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>3 本団体は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
(削除)	(削除)	<p><u>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事</u></p>	

第6章 役員

第27条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 ○名

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第29条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限

・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の5第1項参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 ○名

第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可

（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

<p>を有する。</p> <p>2 理事長は、<u>医療法人の業務を執行し、</u> <u>(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u> <u>(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本団の業務を監査すること。 (2) 本団の財産の状況を監査すること。 (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第30条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、</p>	<p>・この報告は、<u>現実開催された理事会において行わなければならない</u> <u>ず、報告を省略することはできない。</u></p>	<p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、<u>本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</u></p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本団の業務を監査すること。 (2) 本団の財産の状況を監査すること。 (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に<u>社員総会又は理事</u>に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は<u>社員総会</u>に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) <u>本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、<u>任期満了後</u>といえども、後任者が就任す</p>	<p>(新設)</p>
--	---	--	-------------

<p>任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>第32条 役員報酬等は、 (例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 (例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 (例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p> <p>第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引 (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。</p> <p>・ 役員報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。</p> <p>・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。</p>	<p>るまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--	---	-------------------------------------

<p>第34条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>・本条を規定するか否かは任意。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第7章 理事会</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第37条 理事会は、</p> <p>(例1) 各理事が招集する。</p> <p>(例2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p>	<p>・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。</p> <p>・1週間を下回る期間を定めることもできる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第38条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第39条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p> <p>第41条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(削除)</p> <p>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</p> <p>・本項を規定するか否かは任意。</p> <p>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p> <p>第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。</p> <p>第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。</p>
--	--	---	--

<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>3 <u>理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p>4 <u>理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p>	<p>・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第24条 <u>次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</u></p> <p>(1) <u>定款の変更</u></p> <p>(2) <u>基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</u></p> <p>(3) <u>毎事業年度の事業計画の決定及び変更</u></p> <p>(4) <u>収支予算及び決算の決定</u></p> <p>(5) <u>剰余金又は損失金の処理</u></p> <p>(6) <u>借入金額の最高限度の決定</u></p> <p>(7) <u>社員の入社及び除名</u></p> <p>(8) <u>本団体の解散</u></p> <p>(9) <u>他の医療法人との合併契約の締結</u></p> <p>(10) <u>その他重要な事項</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第25条 <u>社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p> <p>2 <u>社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第26条 <u>社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p>	

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第8章 定款の変更

第42条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、
〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散、合併及び分割

第43条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する

第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第28条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第7章 定款の変更

第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、
〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第32条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する

場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第44条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第45条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第46条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第47条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 雑則

第48条 本団の公告は、
(例1) 官報に掲載する方法

場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第33条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第35条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。

(新設)

第9章 雑則

第36条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

<p>(例2) ○○新聞に掲載する方法 (例3) 電子公告 (ホームページ) によって行う。 (例3の場合) 2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。</p> <p>第 49 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>附 則 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○ 理 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 監 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○</p>	<p>・法第 44 条第 4 項参照。</p>	<p>第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>附 則 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 ○ ○ ○ ○ 理 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○ 監 事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○</p>	<p>・法第 44 条第 4 項参照。</p>
--	-------------------------	--	-------------------------

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）別添3）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
社会医療法人の定款例	備 考	社会医療法人の定款例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第29条第4項において同じ。） 	<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。）

<p>健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>2 本団が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>3 本団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○○病院)</p> <p>(2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○○病院)</p> <p>(3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○○診療所)</p> <p>(4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○○病院)</p> <p>(5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○○病院)</p> <p>第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p> <p>(1) 駐車場業</p> <p>(2) 料理品小売業</p> <p>第3章 資産及び会計</p>	<p>・本項には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、<u>第29条第4項及び第30条第5項</u>において同じ。)</p> <p>・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。</p> <p>・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、<u>原則</u>、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。</p> <p>・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p>	<p>健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>2 本団が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>3 本団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○○病院)</p> <p>(2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○○病院)</p> <p>(3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○○診療所)</p> <p>(4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○○病院)</p> <p>(5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○○病院)</p> <p>第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p> <p>(1) 駐車場業</p> <p>(2) 料理品小売業</p> <p>第3章 資産及び会計</p>	<p>・本項には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、<u>第16条第4項及び第17条第5項</u>において同じ。)</p> <p>・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。</p> <p>・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。</p> <p>・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p>
--	---	--	---

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (削除)
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (削除)

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び

<p>第 10 条 資産のうち現金は、<u>医業経営の実施のため</u> 確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第 11 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 12 条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第 13 条 本社の決算については、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類</u>（以下「<u>事業報告書等</u>」という。）を作成し、<u>監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 本社は、<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、<u>事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</u></p> <p>第 14 条 決算の結果、<u>剰余金を生じたとしても、配</u></p>	<p>社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第 53 条参照) ・法第 54 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「<u>社会医療法人債発行人</u>」という。）については、「<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類</u>（以下「<u>事業報告書等</u>」という。）とする。 ・社会医療法人債発行人については、「<u>事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款</u>」とする。 ・社会医療法人債発行人については、「<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書</u>」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、<u>主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</u> 	<p>第 10 条 資産のうち現金は、<u>確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第 11 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 12 条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第 13 条 本社の決算については、<u>毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類</u>（以下「<u>事業報告書等</u>」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本社は、<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、<u>事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</u></p> <p>第 14 条 決算の結果、<u>剰余金を生じたときは、理事</u></p>	<p>社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第 53 条参照) ・法第 54 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「<u>社会医療法人債発行人</u>」という。）については、「<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類</u>（以下「<u>事業報告書等</u>」という。）とする。 ・社会医療法人債発行人については、「<u>事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款</u>」とする。 ・社会医療法人債発行人については、「<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書</u>」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、<u>主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</u>
--	--	--	--

<p>当してはならない。</p> <p><u>第4章 社員</u></p> <p><u>第15条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</u></p> <p><u>第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p> <p><u>第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</u></p> <p><u>(1) 除名</u></p> <p><u>(2) 死亡</u></p> <p><u>(3) 退社</u></p> <p><u>2. 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</u></p> <p><u>第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</u></p>	<p>・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。</p> <p><u>① 社員のいずれか1人</u></p> <p><u>② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族</u></p> <p><u>③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</u></p> <p><u>④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</u></p> <p><u>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</u></p> <p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p>	<p><u>会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---	---	---

<p style="text-align: center;"><u>第5章 社員総会</u></p> <p><u>第19条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。</u></p> <p><u>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>第20条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</u></p> <p><u>第21条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款の変更</u></p> <p><u>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</u></p> <p><u>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</u></p> <p><u>(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(6) 収支予算及び決算の決定又は変更</u></p> <p><u>(7) 重要な資産の処分</u></p> <p><u>(8) 借入金額の最高限度の決定</u></p> <p><u>(9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更</u></p> <p><u>(10) 社員の入社及び除名</u></p> <p><u>(11) 本社の解散</u></p> <p><u>(12) 他の医療法人との合併契約の締結</u></p> <p><u>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</u></p>	<p><u>・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催することが望ましい。</u></p> <p><u>・5分の1を下回る割合を定めることもできる。</u></p> <p><u>・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--	---	--

第22条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第23条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第24条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第25条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第27条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第6章 役員

第28条 本団に、次の役員を置く。
(1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
(2) 監事 2名以上〇名以内

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第4章 役員

第15条 本団に、次の役員を置く。
(1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
(2) 監事 2名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任す

・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

<p>選任する。</p> <p>2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。</p> <p>3 理事長は、<u>理事会において、理事の中から選出する。</u></p> <p>4 本社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 役員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・ 他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者 ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道 	<p>る。</p> <p>2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。</p> <p>3 理事長は、<u>理事の互選によって定める。</u></p> <p>4 本社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 役員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・ 他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者 ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道
--	--	---	--

<p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p><u>第30条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</u></p> <p><u>2 理事長は、医療法人の業務を執行し、</u> <u>(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u> <u>(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。</p>	<p>府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではない。</p> <p>・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。</p>	<p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p><u>第17条 理事長のみが本社団を代表する。</u></p> <p><u>2 理事長は本社団の業務を総理する。</u></p> <p>3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。</p>	<p>府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可(以下、第33条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではない。</p> <p>(新設)</p>
--	---	--	--

<p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) <u>理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</u></p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p><u>第31条 役員</u>の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、<u>第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p> <p><u>第32条 役員</u>は、<u>社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</u></p> <p><u>第33条 役員</u>の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。</p> <p><u>第34条 役員</u>の報酬等は別に定める基準により支給する。</p> <p><u>第35条 理事</u>は、次に掲げる取引をしようとする場合には、<u>理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>自己又は第三者のためにする本社の事業の部に属する取引</u></p>	<p>・ <u>3分の2を上回る割合を定めることもできる。</u></p>	<p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p><u>第18条 役員</u>の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第19条 役員</u>の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
---	---------------------------------------	--	--------------------

<p><u>(2) 自己又は第三者のためにする本社員との取引</u> <u>(3) 本社員がその理事の債務を保証することその他</u> <u>その理事以外の者との間における本社員とその</u> <u>理事との利益が相反する取引</u></p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、 その取引についての重要な事実を理事会に報告し なければならない。</p>			
<p>第36条 本社員は、役員が任務を怠ったことによる 損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、 理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社員は、役員との間で、任務を怠ったことによ る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償 責任の限定契約を締結することができる。ただし、 その責任の限度額は、〇円以上で本社員があらかじめ 定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい ずれが高い額とする。</p>	<p>・本条を規定するか否かは任意。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第7章 理事会</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほ か、次の職務を行う。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>(1) 本社員の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更 及び廃止の決定</p>			
<p>第39条 理事会は、理事長が招集する。この場合、 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、 各理事が理事会を招集する。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも</p>			

<p><u>理事会を招集することができる。</u></p> <p>3 <u>理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p> <p>4 <u>理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</u></p>	<p>・1週間を下回る期間を定めることもできる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第40条 <u>理事会の議長は、理事長とする。</u></p>		<p>(新設)</p>	
<p>第41条 <u>理事は、理事会において各1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p>		<p>(新設)</p>	
<p>第42条 <u>理事会の決議は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第21条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>・本項を規定するか否かは任意。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第43条 <u>理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>		<p>(新設)</p>	
<p>2 <u>理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録</u></p>	<p>・署名し、又は記名押印する者を、</p>		<p>(新設)</p>

<p><u>に署名し、又は記名押印する。</u></p> <p><u>第 44 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 5 章 社員</u></p> <p><u>第 20 条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。</u></p> <p><u>第 21 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p> <p><u>第 22 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</u></p> <p><u>(1) 除 名</u></p> <p><u>(2) 死 亡</u></p> <p><u>(3) 退 社</u></p> <p><u>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</u></p> <p><u>第 23 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はそ</u></p>	<p><u>・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。</u></p> <p><u>① 社員のいずれか 1 人</u></p> <p><u>② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族</u></p> <p><u>③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</u></p> <p><u>④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</u></p> <p><u>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</u></p> <p><u>・退社について社員総会の承認の議</u></p>
--	---	---	---

<p>(削除)</p>		<p><u>の旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</u></p>	<p>決を要することとしても差し支えない。</p>
<p>(削除)</p>		<p><u>第6章 会議</u></p>	
<p>(削除)</p>		<p><u>第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</u></p>	
<p>(削除)</p>		<p><u>第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。</u></p>	
<p>(削除)</p>		<p><u>2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p>	
<p>(削除)</p>		<p><u>3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p><u>4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p>・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。(法第54条の3第2項)</p>
<p>(削除)</p>		<p><u>5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p>	
<p>(削除)</p>		<p><u>6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</u></p>	
<p>(削除)</p>		<p><u>第26条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。</u></p>	
<p>(削除)</p>		<p><u>第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p><u>2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。</u></p> <p><u>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p>	<p>・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</p>

<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第 28 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>(1) 定款の変更</u></p> <p><u>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</u></p> <p><u>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</u></p> <p><u>(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(6) 収支予算及び決算の決定</u></p> <p><u>(7) 剰余金又は損失金の処理</u></p> <p><u>(8) 借入金額の最高限度の決定</u></p> <p><u>(9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更</u></p> <p><u>(10) 社員の入社及び除名</u></p> <p><u>(11) 本社の解散</u></p> <p><u>(12) 他の医療法人との合併契約の締結</u></p> <p><u>(13) その他重要な事項</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第 29 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p> <p><u>2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第 30 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第 31 条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につ</u></p>	

(削除)

第8章 定款の変更

第45条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、
〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散及び合併

第46条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第47条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本

き特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、
〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本

が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 48 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第 49 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 10 章 雑則

第 50 条 本団の公告は、

(例 1) 官報に掲載する方法

(例 2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例 3) 電子公告 (ホームページ)

によって行う。

(例 3 の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は〇〇新聞) に掲載する方法によって行う。

第 51 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 36 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第 37 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑則

第 38 条 本団の公告は、官報 (及び〇〇新聞) によって行う。

第 39 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）別添4）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
社会医療法人の寄附行為例	備 考	社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健</p>	<p>・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記(組合等登記令(昭和39年政令第29号)第6条参照)及び登記事項変更登記完了の届出(医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12参照)が必要であること。</p> <p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。(以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第27条第4項において同じ。)</p> <p>・本項には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいて行う指定</p>	<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健</p>	<p>・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記(組合等登記令(昭和39年政令第29号)第6条参照)及び登記事項変更登記完了の届出(医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12参照)が必要であること。</p> <p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。(以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。)</p> <p>・本項には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいて行う指定</p>

施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
 (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
 (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

3 本財団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。

(1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○病院)
 (2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○病院)
 (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○診療所)
 (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○病院)
 (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○病院)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。
 ○○看護師養成所の経営

第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

(1) 駐車場業
 (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

(1) 設立当時の財産
 (2) 設立後寄附された金品
(削除)
 (3) 事業に伴う収入
 (4) その他の収入

管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第27条第4項及び第28条第5項において同じ。)

・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
 ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
 ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
 (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
 (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

3 本財団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。

(1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○病院)
 (2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○病院)
 (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○診療所)
 (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○病院)
 (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○病院)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。
 ○○看護師養成所の経営

第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

(1) 駐車場業
 (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

(1) 設立当時の財産
 (2) 設立後寄附された金品
(3) 諸種の資産から生ずる果実
 (4) 事業に伴う収入
 (5) その他の収入

管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。)

・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
 ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
 ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

<p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (削除)</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)</p> <p>(2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)</p> <p>(3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年実施予定)</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、<u>医業経営の実施のため</u> 確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	<p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p> <p>・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。</p> <p>・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。</p>	<p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる財産から生ずる果実</u></p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本財団の資産は、<u>理事会の議決を経て</u>定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)</p> <p>(2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)</p> <p>(3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年実施予定)</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、<u>確実な銀行又は信託会社に</u>預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券に</u>換え保管するものとする。</p>	<p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p> <p>・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。</p> <p>・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。</p>
--	---	--	---

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 評議員

・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)

・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

(新設)

・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)

・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

<p>第15条 本財団に、評議員〇名以上〇名以内を置く。</p> <p>第16条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</p> <p>3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p>	<p>・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が1人又は2人の場合にあつては、3人以上とする。</p> <p>・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。</p> <p>① 評議員のいずれか1人</p> <p>② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族</p> <p>③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>・5分の1の割合については、これ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 評議員会</p> <p>第17条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>第18条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p> <p><u>第19条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>(1) 寄附行為の変更</u></p> <p><u>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</u></p> <p><u>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</u></p> <p><u>(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(6) 収支予算及び決算の決定又は変更</u></p> <p><u>(7) 重要な資産の処分</u></p> <p><u>(8) 借入金額の最高限度の決定</u></p> <p><u>(9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更</u></p> <p><u>(10) 本財団の解散</u></p> <p><u>(11) 他の医療法人との合併契約の締結</u></p> <p><u>2 その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。</u></p> <p><u>第20条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</u></p> <p><u>2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</u></p>	<p><u>を下回る割合を定めることができる。</u></p> <p><u>・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
---	--	--	--

第21条 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第22条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第23条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第25条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 役員

第26条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 2名以上〇名以内
(削除)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第4章 役員及び評議員

第15条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 2名以上〇名以内
- (3) 評議員 〇名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員いずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受

・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員いずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受

<p>ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。</p> <p>① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>3 理事長は、<u>理事会において、理事の中から選出する。</u></p> <p>4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<p>ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。</p> <p>① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（<u>法第46条の5第6項参照</u>）</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではない。</p>	<p>ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。</p> <p>① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>3 理事長は、<u>理事の互選によって定める。</u></p> <p>4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<p>ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。</p> <p>① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可（<u>以下、第28条において同じ。</u>）を受けた場合は、管理者（指定管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（<u>法第47条参照</u>）</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではない。</p>
---	---	---	---

6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第28条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、医療法人の業務を執行し、

(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者

6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第17条 理事長のみが本財団を代表する。

2 理事長は本財団の業務を総理する。

3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者

<p>その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第29条 役員は、次のいずれかに該当するときは、<u>評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議すること</u></p> <p>第30条 役員が、次のいずれかに該当するときは、<u>評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議すること</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>・ 3分の2を上回る割合を定めるこ</p>	<p>その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第18条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員を選任するにあたっては、<u>評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</u></p> <p>3 評議員は、役員を兼ねることはできない。</p> <p>第19条 役員は、任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・ 評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。</p> <p>① 評議員のいずれか1人</p> <p>② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族</p> <p>③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---	--	---

<p>ができない。</p> <p>(1) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p>(2) <u>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u></p> <p>第31条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。</p> <p>第32条 役員の報酬等は、別に定める基準により支給する。</p> <p>第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引</p> <p>(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>第34条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第7章 理事会</p>	<p><u>ともできる。</u></p> <p>・本条を規定するか否かは任意。</p>	<p>第20条 役員又は評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	---	--	-------------

<p>第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>		(新設)	
<p>第 36 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p>		(新設)	
<p>第 37 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長が理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p>	<p>・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。</p>	(新設)	(新設)
<p>第 38 条 理事会の議長は、理事長とする。</p>		(新設)	
<p>第 39 条 理事は、理事会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>		(新設)	
<p>第 40 条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に</p>		(新設)	

<p>別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</p>		<p>(新設)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、第19条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p>	<p>・本項を規定するか否かは任意。</p>		<p>(新設)</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p>			
<p>第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p>	<p>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</p>		<p>(新設)</p>
<p>第42条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>(削除)</p>		<p>第5章 会議</p>	
<p>(削除)</p>		<p>第21条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。</p>	
<p>(削除)</p>		<p>第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。</p>	
<p></p>		<p>2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p>	
<p></p>		<p>3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p>	
<p></p>	<p>(削除)</p>	<p>4 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事</p>	<p>・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。(法第54条の</p>

		<p><u>総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p> <p><u>6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</u></p>	<p><u>3第2項)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第23条 評議員会は、理事長が招集する。</u></p> <p><u>2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</u></p> <p><u>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p>	<p><u>・総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第24条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>(1) 寄附行為の変更</u></p> <p><u>(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</u></p> <p><u>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</u></p> <p><u>(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し</u></p> <p><u>(6) 収支予算及び決算の決定</u></p> <p><u>(7) 剰余金又は損失金の処理</u></p> <p><u>(8) 借入金額の最高限度の決定</u></p> <p><u>(9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更</u></p> <p><u>(10) 本財団の解散</u></p> <p><u>(11) 他の医療法人との合併契約の締結</u></p> <p><u>(12) その他重要な事項</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>		<p><u>第25条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p>	

(削除)

(削除)

第8章 寄附行為の変更

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。

第9章 解散及び合併

第44条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第45条 本財団が解散したときは、合併及び破産手

2 評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第26条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 評議員会に出席することのできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手

続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第46条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第47条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第48条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

第49条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は社団医療法人と合併することができる。

第8章 雑則

第33条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1 (削除)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 医療法人の理事数</p> <p><u>法第46条の5第1項</u>ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1) <u>法第46条の6第1項</u>の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理者の理事就任</p> <p>(1) <u>法第46条の5第6項</u>の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1 (削除)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 医療法人の理事数</p> <p><u>法第46条の2第1項</u>ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1) <u>法第46条の3第1項</u>の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理者の理事就任</p> <p>(1) <u>法第47条第1項</u>の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

<p>7 (削除)</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 医療法人の役員の変更の届出</p> <p>医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届けるものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の5第5項により準用する法第46条の4第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。</p> <p>第二 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別添1～4 略</p>	<p>7 (削除)</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 医療法人の役員の変更の届出</p> <p>医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届けるものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。</p> <p>第二 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別添1～4 略</p>
---	--

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営			I 組織運営		
1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<p>・平成19年3月30日医政発第0330049号医政局長通知</p> <p>・医療法第54条の9</p> <p>(注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第5号)</p>	1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<p>・平成19年3月30日医政発第0330049号医政局長通知</p> <p>・医療法第50条</p> <p>(注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)</p>
2 役員			2 役員		
(1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。 また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p>	<p>・役員名簿の記載事項は次のとおり</p> <p>① 役職名</p> <p>② 氏名</p> <p>③ 生年月日(年齢)</p> <p>④ 性別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 職業</p> <p>⑦ 現就任年月日・任期</p> <p>・医療法施行令第5条の13</p> <p>・添付書類</p> <p>① 就任承諾書</p> <p>② 履歴書</p> <p>・適正に選任されていることを確認することを要する。</p> <p>・医療法第46条の5第1項</p> <p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p>	(1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。 また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p>	<p>・役員名簿の記載事項は次のとおり</p> <p>① 役職名</p> <p>② 氏名</p> <p>③ 生年月日(年齢)</p> <p>④ 性別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 職業</p> <p>⑦ 現就任年月日・任期</p> <p>・医療法施行令第5条の13</p> <p>・添付書類</p> <p>① 就任承諾書</p> <p>② 履歴書</p> <p>・適正に選任されていることを確認することを要する。</p> <p>・医療法第46条の2第1項</p> <p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p>

	<p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p> <p>6 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が役員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>(2) 選任・任期</p> <p>1 役員の選任手続きが、<u>社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。</u></p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期は2年以内とすること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がいないこと。</p> <p>(3) 適格性</p> <p>1 自然人であること。</p> <p>2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</p>	<p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第46条の5の3第3項においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</p> <p>・医療法第42条の2第1項第1号</p> <p>・医療法施行規則第30条の35</p> <p>・<u>医療法第46条の5第2項及び第3項</u></p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>・医療法第46条の5第9項</p> <p>・医療法第46条の5第5項</p> <p>・欠格事由</p> <p>② 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>② 医療法、医師法等、医療施設</p>		<p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p> <p>6 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が役員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>(2) 選任・任期</p> <p>1 役員の選任手続きが、<u>定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</u></p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期は2年以内とすること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がいないこと。</p> <p>(3) 適格性</p> <p>1 自然人であること。</p> <p>2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</p>	<p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・医療法第48条の2においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</p> <p>・医療法第42条の2第1項第1号</p> <p>・医療法施行規則第30条の35</p> <p>・<u>社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</u></p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>・<u>医療法第46条の2第3項</u></p> <p>・医療法第46条の2第2項</p> <p>・欠格事由</p> <p>② 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>② 医療法、医師法等医事に関する</p>
--	---	--	--	--	--

(4) 代表者
(理事長)

- 1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。
- 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。
- 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。
- 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事の認可を得ていること。

行令第5条の5の7に定める医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者

・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。

・医療法第46条の6の2第1項
・定款・寄附行為に明確に規定されていること。

・(削除)

・医療法第46条の6第1項

・医療法第46条の6第1項ただし書
・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。

① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場

(4) 代表者
(理事長)

- 1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。
- 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。
- 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。
- 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事の認可を得ていること。

る法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者

・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。

・医療法第46条の4第1項
・定款・寄附行為に明確に規定されていること。

・医療法第46条の4第2項

・医療法第46条の3第1項

・医療法第46条の3第1項
・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。

① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場

	<p>5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p> <p>6 <u>理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこと。ただし、定款又は寄附行為で毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないこと。</u></p>	<p>合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人</p> <p>ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項</p>		<p>5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p> <p>6 (新設)</p>	<p>合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人</p> <p>ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・医療法第47条第1項ただし書</p> <p>・管理者を理事に加えないことができる場合は、当該法人が開設する病院等の立地及び機能等を総合的</p>
(5) 理事	<p>1 当該法人が開設する病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者はすべて理事に加えられていること。</p> <p>2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p>	<p>・医療法第46条の5第6項</p> <p>・医療法第46条の5第6項ただし書</p> <p>・管理者を理事に加えないことができる場合は、当該法人が開設する</p>	(5) 理事	<p>1 当該法人が開設する病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者はすべて理事に加えられていること。</p> <p>2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p>	

	<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>4 <u>理事は、当該法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければならないこと。</u></p> <p>5 <u>理事は、医療法人との利益が相反する取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。また、当該取引後、遅滞な</u></p>	<p>病院等の立地及び機能等を総合的に勘案し、管理者の意向を法人の運営に反映させるという医療法第46条の5第6項の規定の趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められる場合である（例えば、病院等が隣接し業務に緊密な連携がある場合や病院等が法人の主たる事務所から遠隔地にある場合などが考えられるが、これらに限定されるものではないこと。）。なお、恣意的な理由ではなく、社員総会等の議決など正当な手続きを経ていること等を確認すること。</p> <p>また、同項ただし書の規定に基づく認可について、医療法人の定款又は寄附行為において、理事に加えないことができる管理者が管理する病院等を明らかにしているときは、当該病院等の管理者が交替した場合でも当該認可は継続できるものとする。</p> <p>・医療法第46条の6の3</p> <p>・医療法第46条6の4により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法第84条</p>		<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>に勘案し、管理者の意向を法人の運営に反映させるという医療法第47条第1項の規定の趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められる場合である（例えば、病院等が隣接し業務に緊密な連携がある場合や病院等が法人の主たる事務所から遠隔地にある場合などが考えられるが、これらに限定されるものではないこと。）。なお、恣意的な理由ではなく、社員総会等の議決など正当な手続きを経ていること等を確認すること。</p> <p>また、同項ただし書の規定に基づく認可について、医療法人の定款又は寄附行為において、理事に加えないことができる管理者が管理する病院等を明らかにしているときは、当該病院等の管理者が交替した場合でも当該認可は継続できるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---	--	--	---	---

<p>(6) 監事</p>	<p><u>く理事会に報告しなければならないこと。</u></p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出されていること。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 <u>監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、財務諸表を監査しうる者が選任されていること。</u></p> <p>6 <u>監事は理事会に出席する義務があり、必要があると認めるときは意見を述べなければならないこと。</u></p>	<p>・医療法第46条の5第8項</p> <p>・医療法第46条の8第1号及び第2号</p> <p>・医療法第46条の8第3号</p> <p>・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。</p> <p>・医療法第46条の8の2第1項</p>	<p>(6) 監事</p>	<p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 <u>実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>・医療法第48条</p> <p>・医療法第46条の4第7項第1号及び第2号</p> <p>・医療法第46条の4第7項第3号</p> <p>・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。</p> <p>(新設)</p>
<p>3 評議員 (財団たる医療法人)</p>	<p>1 自然人であること。 2 理事の定数を超える数の評議員をもって組織すること(医療)</p>	<p>・医療法第46条の4の2第1項 ・必ず選任する必要があること。</p>	<p>3 評議員 (財団たる医療法人)</p>	<p>1 自然人であること。 2 理事の定数を超える数の評議員をもって組織すること(医療)</p>	<p>・医療法第49条第2項 ・必ず選任する必要があること。</p>

<p>4 社員 (社団たる医療法人) (1) 現員</p>	<p>法第 46 条の 5 第 1 項ただし書の認可を受けた場合、3 人以上)。 3 次に掲げる者から選任されていること。 ① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 ② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者 ③ 医療を受ける者 ④ ①から③までに掲げる者のほか、寄附行為に定めるところにより選任された者 4 当該法人の役員又は職員を兼任していないこと。 5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の 3 分の 1 を超えていないこと。</p> <p>1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p>	<p>・任期を定めることが望ましいこと。 ・医療法第 46 条の 4 第 1 項 ・医療法第 46 条の 4 第 3 項 ・医療法第 42 条の 2 第 1 項第 3 号 ・社員名簿の記載事項は次のとおり ① 氏名 ② 生年月日 (年齢) ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日 (退社年月日) ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合</p>	<p>4 社員 (社団たる医療法人) (1) 現員</p>	<p>法第 46 条の 2 第 1 項ただし書の認可を受けた場合、3 人以上)。 3 次に掲げる者から選任されていること。 ① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 ② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者 ③ 医療を受ける者 ④ ①から③までに掲げる者のほか、寄附行為に定めるところにより選任された者 4 当該法人の役員を兼任していないこと。 5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の 3 分の 1 を超えていないこと。</p> <p>1. 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p>	<p>・任期を定めることが望ましいこと。 ・医療法第 49 条の 4 第 1 項 ・医療法第 49 条の 4 第 2 項 ・医療法第 42 条の 2 第 1 項第 3 号 ・社員名簿の記載事項は次のとおり ① 氏名 ② 生年月日 (年齢) ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日 (退社年月日) ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合</p>
---------------------------------------	---	--	---------------------------------------	--	--

<p>(2) 入社・退社</p> <p>(3) 議決権</p>	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p> <p>3 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p> <p>1 社員の議決権は各1個であること。</p>	<p>⑧ <u>法人社員の場合は、法人名、住所、業種、入社年月日（退社年月日）（なお、法人社員が持分を持つことは、法人運営の安定性の観点から適当でないこと）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 ・医療法第42条の2第1項第2号 <p>・医療法第46条の3の3第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。 	<p>(2) 入社・退社</p> <p>(3) 議決権</p>	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p> <p>3 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p> <p>1 社員の議決権は各1個であること。</p>	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 ・医療法第42条の2第1項第2号 <p>・医療法第48条の4第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。
---------------------------------	---	--	---------------------------------	---	---

5 会議

(1) 開催状況

1 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。

2 社員総会、評議員会及び理事会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。

3 定款又は寄附行為の変更のための会議、予算・決算の決定のための会議のほか会議の決議を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて会議が開催されていること。

・社員総会及び評議員会は招集権者である理事長が会議を招集していること。

・理事会は、原則、各理事が招集することができるが、招集する理事を定めるときはその理事が招集すること。

・社員総会の議長は、社員総会において選任されていること。

・臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなければならない。

・社員総会及び評議員会の開催通知は期日の少なくとも5日前にその目的である事項を示し、定款又は寄附行為で定めた方法で行われていること。

・理事会の開催通知は期日の1週間（これを下回る期間を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その期間）前までに行われていること。

5 会議

(1) 開催状況

1 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。

2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。

3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会

・招集権者である理事長が会議を招集していること。

(新設)

・社員総会の議長は、社員総会において選任されていること。

・臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなければならない。

・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。

・(新設)

<p>(2) 審議状況</p>	<p>1 会議は医療法若しくは定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。</p>	<p>・社員総会 <u>医療法第46条の3の3第2項</u></p> <p>・評議員会 <u>医療法第46条の4の4第1項</u></p> <p>・理事会 <u>医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条第1項</u></p> <p>・社員総会の議決事項</p> <p>① 定款の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>⑤ 重要な資産の処分</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p> <p>⑦ 社員の入社及び除名</p> <p>⑧ 本団体の解散</p> <p>⑨ 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</p> <p>(削除)</p> <p>・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項</p> <p>① 寄附行為の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>⑤ 重要な資産の処分</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p>	<p>(2) 審議状況</p>	<p>又は理事会が開催されていること。</p> <p>1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。</p>	<p>(新設)</p> <p>・社員総会の議決事項</p> <p>① 定款の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定</p> <p>⑤ 剰余金又は損失金の処理</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p> <p>⑦ 社員の入社及び除名</p> <p>⑧ 本団体の解散</p> <p>⑨ 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>⑩ その他重要な事項</p> <p>・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項</p> <p>① 寄附行為の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定</p> <p>⑤ 剰余金又は損失金の処理</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p>
-----------------	--	--	-----------------	---	---

<p>(3) 記録</p> <p>II 業務 1 業務一般</p>	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 社員総会における社員の議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p> <p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p>	<p>⑦ 本財団の解散</p> <p>⑧ 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定 (削除) (社団たる医療法人の場合に準用する。)</p> <p>・社員総会 医療法第46条の3の3第6項</p> <p>・評議員会 医療法第46条の4の4第4項</p> <p>・理事会 医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条第2項</p> <p>・議事録記載事項は医療法施行規則の定めに従うこと。 社員総会 医療法施行規則第31条の3の2</p> <p>評議員会 医療法施行規則第31条の4</p> <p>理事会 医療法施行規則第31条の5の4</p> <p>・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求める</p>	<p>(3) 記録</p> <p>II 業務 1 業務一般</p>	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、議長及びその議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p> <p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p>	<p>⑦ 本財団の解散</p> <p>⑧ 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>⑨ その他重要な事項 (社団たる医療法人の場合に準用する。)</p> <p>(新設)</p> <p>・議事録記載事項は次のとおり</p> <p>① 開催年月日及び開催時刻</p> <p>② 開催場所</p> <p>③ 出席者氏名(定数)</p> <p>④ 議案</p> <p>⑤ 議案に関する発言内容</p> <p>⑥ 議案に関する表決結果</p> <p>⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日</p> <p>・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求める</p>
---------------------------------------	---	---	---------------------------------------	--	--

<p>2 附帯業務</p> <p>III 管理 1 人事管理 (1) 任免関係</p>	<p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p> <p>3 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。</p> <p>4 社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上（2以上の都道府県の区域において開設する場合は、<u>原則</u>、それぞれの都道府県で1以上）のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。</p> <p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p> <p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決等<u>正当な手続き</u>を経ていること。</p>	<p>とともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・<u>医療法第42条の2第4号</u></p> <p>・<u>例外は、医療法第42条の2第4号口の場合</u></p> <p>・医療法第42条各号</p> <p>・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成19年3月30日医政発第0330053号医政局長通知に掲げる業務（これに類するものを含む）の全部又は一部を行うことができる。</p>	<p>2 附帯業務</p> <p>III 管理 1 人事管理 (1) 任免関係</p>	<p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p> <p>3 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。</p> <p>4 社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上（2以上の都道府県の区域において開設する場合は、それぞれの都道府県で1以上）のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。</p> <p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p> <p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p>	<p>とともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・医療法第42条各号</p> <p>・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成19年3月30日医政発第0330053号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p>
---	---	--	---	---	---

<p>(2) 労務関係</p> <p>2 資産管理</p>	<p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の幹部職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が原則として設けられていること。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。</p> <p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 そのため、現金は、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする(売買利益の獲得を目</p>	<p>・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>	<p>(2) 労務関係</p> <p>2 資産管理</p>	<p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。</p> <p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	<p>・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>
-------------------------------	--	---	-------------------------------	--	---

	<p>的とした株式保有は適当でないこと)。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p> <p>8 現在、使用していない土地・建物等については、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のない資産は、例えば売却するなど、適正に管理又は整理することを原則とする。</p> <p>その上で、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産、又は土地の区画若しくは建物の構造上処分することが困難な資産については、その限りにおいて、遊休資産の管理手段として事業として行われていないと判断される程度において賃貸しても差し支えないこと。</p> <p>ただし、当該賃貸が医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがないこと、また、当該賃貸を行うことにより、当該医療法人が開設する病院等の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 ・賃貸借契約期間は医療経営の継続性の観点から、長期間であることが望ましいこと。 また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。 ・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産とは、例えば、病院等の建て替え用地であることなどが考えられること。 ・土地を賃貸する場合に、賃貸契約が終了した際は、原則、更地で返却されることを前提とすること。 ・新たな資産の取得は医療法人の業務の用に使用することを目的としたものであり、遊休資産としてこれを賃貸することは認められないこと。 ・事業として行われていないと判断される程度とは、賃貸による収入の状況や貸付資産の管理の状況などを勘案して判断するものであること。 		<p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p> <p>8 現在、使用していない土地・建物等については、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のない資産は、例えば売却するなど、適正に管理又は整理することを原則とする。</p> <p>その上で、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産、又は土地の区画若しくは建物の構造上処分することが困難な資産については、その限りにおいて、遊休資産の管理手段として事業として行われていないと判断される程度において賃貸しても差し支えないこと。</p> <p>ただし、当該賃貸が医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがないこと、また、当該賃貸を行うことにより、当該医療法人が開設する病院等の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 ・賃貸借契約期間は医療経営の継続性の観点から、長期間であることが望ましいこと。 また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。 ・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産とは、例えば、病院等の建て替え用地であることなどが考えられること。 ・土地を賃貸する場合に、賃貸契約が終了した際は、原則、更地で返却されることを前提とすること。 ・新たな資産の取得は医療法人の業務の用に使用することを目的としたものであり、遊休資産としてこれを賃貸することは認められないこと。 ・事業として行われていないと判断される程度とは、賃貸による収入の状況や貸付資産の管理の状況などを勘案して判断するものであること。
--	--	---	--	--	---

<p>3 会計管理 (1) 予算</p> <p>(2) 会計処理</p> <p>(3) 債権債務の状況</p>	<p>9 (削除)</p> <p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会若しくは評議員会又は理事会の同意を得ていること。</p> <p>1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。<u>剰余金に類するものも同様であること。</u></p> <p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会又は評議員会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p>	<p>・遊休資産の賃貸による収入は損益計算書においては、事業外収益として計上するものであること。</p> <p>・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 6 号)</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>	<p>3 会計管理 (1) 予算</p> <p>(2) 会計処理</p> <p>(3) 債権債務の状況</p>	<p>9 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。</p> <p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p> <p>1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p>	<p>・遊休資産の賃貸による収入は損益計算書においては、事業外収益として計上するものであること。</p> <p>・土地、建物の賃貸借、売買の場合</p> <p>・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合</p> <p>・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 5 号)</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>
---	--	---	---	---	--

<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p> <p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。</p> <p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p>	<p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。</p> <p>(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <p>・医療法第51条第1項</p> <p>・医療法第51条第2項</p> <p>・医療法第51条の2</p> <p>(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4</p>	<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p> <p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。</p> <p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p>	<p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。</p> <p>(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号)</p> <p>・医療法第51条第1項</p> <p>・医療法第51条第2項</p> <p>・医療法第51条の2</p> <p>(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4</p>
---	---	--	---	---	--

<p>(6) その他</p> <p>4 登記</p>	<p>7 決算の都道府県知事への届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> <p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p>	<p>号)</p> <p>・医療法第52条第1項 (注) 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第5号)</p> <p>・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 (注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p> <p>・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。</p> <p>・登記期間 ① 主たる事務所(2週間以内) ② 従たる事務所(3週間以内)</p>	<p>(6) その他</p> <p>4 登記</p>	<p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> <p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p>	<p>号)</p> <p>・医療法第52条第1項 (注) 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)</p> <p>・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 (注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p> <p>・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。</p> <p>・登記期間 ① 主たる事務所(2週間以内) ② 従たる事務所(3週間以内)</p>
----------------------------	--	---	----------------------------	--	---

<p>5 公告</p> <p>IV その他 1 必要な手続の督促</p>	<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事に提出されていること。</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>1 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。</p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・医療法施行令第5条の12 <p>・モデル定款・寄附行為 (注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。 ① 法令等の違反に対する措置 (医療法第64条第1項及び第2項) ② 聴聞手続(行政手続法第13条、第15条、第24条) ③ 設立認可の取消 (医療法第65条) 	<p>5 公告</p> <p>IV その他 1 必要な手続の督促</p>	<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事に提出されていること。</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>1 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。</p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・医療法施行令第5条の12 <p>・モデル定款・寄附行為 (注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。 ① 法令等の違反に対する措置 (医療法第64条第1項及び第2項) ② 聴聞手続 (行政手続法第13条、第15条、第24条) ③ 設立認可の取消 (医療法第65条)
--	--	--	--	--	---

○「医療法人制度について（平成19年医政発第0330049号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、<u>原則、それぞれの都道府県で1以上</u>)のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの(いわゆる「出資額限度法人」について(平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。)は、<u>改正法附則第10条の2</u>に規定する経過措置医療法人に位置付けられること。</p> <p>(5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第54条の9第3項の認可を受けた医療法人及び</p>	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの(いわゆる「出資額限度法人」について(平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。)は、<u>改正法附則第10条第2項</u>に規定する医療法人(以下「経過措置型医療法人」という。)に位置付けられること。</p> <p>(5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人及び(3)</p>

(3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置医療法人へ移行できないこと。

(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置医療法人とすることができること。

4 医療法人の管理体制について

(1) 法第46条の2から第49条の3までの規定は、社員総会、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。

(2)、(3) (略)

5～8 (略)

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

1 (略)

2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第54条の9第3項の認可の申請又は第5項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

第3 (略)

第4 (略)

により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置型医療法人へ移行できないこと。

(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置型医療法人とすることができること。

4 医療法人の管理体制の見直しについて

(1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。

(2)、(3) (略)

5～8 (略)

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

1 (略)

2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

第3 (略)

第4 (略)

○「医療法人の基金について（平成19年医政発第0330051号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 基金の手続</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 基金の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。</p> <p>① 設立に係る都道府県知事の認可の年月日</p> <p>② 法第44条第2項第1号、第4号、<u>第8号及び第11号</u>に掲げる事項</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～14 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 税務当局への届出</p> <p>基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたと</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 基金の手続</p> <p>2、2 (略)</p> <p>3 基金の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。</p> <p>① 設立に係る都道府県知事(<u>2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、厚生労働大臣</u>)の認可の年月日</p> <p>② 法第44条第2項第1号、第4号、<u>第7号及び第10号</u>に掲げる事項</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～14 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 税務当局への届出</p> <p>基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたと</p>

きは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別添

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備考
第2章 目的及び事業 第3章 基金 <u>(削除)</u> (後略)	

きは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事(地方厚生局長)の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別添

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備考
第2章 目的及び事業 第3章 基金 第4章 社員 (後略)	

○「社会医療法人の認定について（平成20年医政発第0331008号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)</p> <p>(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の3第1項第1号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② (削除)</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)</p> <p>(略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 理事会は、<u>議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p> <p>④ 次に掲げる事項は、理事会において<u>議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要と</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)</p> <p>(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の2第1項第1号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。</u></p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の2第1項第2号関係)</p> <p>(略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、</p>

し、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

イ～チ (略)

⑤ (略)

⑥ (削除)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

(1)、(2) (略)

(3)新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2、3 (略)

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) (略)

(2)社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

①(略)

②法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(3)社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

①(略)

可否同数のときは議長の決するところによる。

イ～チ (略)

⑤ (略)

⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

(1)、(2) (略)

(3)新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2、3 (略)

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) (略)

(2)社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

①(略)

②法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(3)社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

①(略)

②法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(4) (5) (略)

5 社会医療法人の認定の取消し

(1)～(3) (略)

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(5) (6) (略)

6 その他

(1) (略)

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金(第2の6(1)⑦の木)について
(略)

(3) 特定事業準備資金(第2の6(1)⑦のへ)について
(略)

(4)～(7) (略)

②法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(4) (5) (略)

5 社会医療法人の認定の取消し

(1)～(3) (略)

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(5) (6) (略)

6 その他

(1) (略)

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金(第2の6(1)⑧の木)について
(略)

(3) 特定事業準備資金(第2の6(1)⑧のへ)について
(略)

(4)～(7) (略)